

## 4 法学部・法学研究科

### 3.4 法学部・法学研究科

#### 4.1 法学部

4.1.1	理念・目的・教育目標	法-1
4.1.2	教育研究の組織	法-4
4.1.3	学生の受け入れ	法-6
4.1.4	教育内容・方法	
4.1.4.1	カリキュラムの編成	法-11
4.1.4.2	教育・研究指導のあり方	法-18
4.1.4.3	教育方法のあり方	法-20
4.1.4.4	教育成果のあり方	法-21
4.1.4.5	教育の質の向上	法-24
4.1.4.6	課程修了の認定	法-25
4.1.5	国際交流	法-27
4.1.6	教員組織	法-30
4.1.7	施設・設備	法-35

#### 4.2 法学研究科

4.2.1	理念・目的・教育目標	法-38
4.2.2	学生の受け入れ	法-40
4.2.3	教育内容・方法	
4.2.3.1	カリキュラムの編成	法-43
4.2.3.2	教育・研究指導のあり方	法-46
4.2.3.3	教育方法のあり方	法-49
4.2.3.4	教育成果のあり方	法-50
4.2.3.5	教育の質の向上	法-51
4.2.3.6	学位授与・課程修了の認定	法-52
4.2.4	国際交流	法-55
4.2.5	研究活動と研究環境（法学部と共通）	
4.2.5.1	研究環境	法-57
4.2.5.2	研究活動	法-58
4.2.6	教員組織	法-62
4.2.7	施設・設備	法-65

## 4.1 法学部

### 4.1.1 理念・目的・教育目標

#### 【評価項目 0-0-1】 理念・目的等

(必須要素) 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成などの目的の適切性

(必須要素) 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

#### 【評価項目 0-0-2】 理念・目的等の検証

(選択要素) 大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

(選択要素) 大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況

#### 【評価項目 0-0-3】 健全性・モラル等

(選択要素) 大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の

策定状況

#### <2003年度に設定した目標>

1. 学生の多様な進路希望の実現に資する、高い社会的評価が得られる能力の習得
  - (1) ロースクール進学希望者に対する教育の充実
  - (2) 企業法務を希望する者に対する教育の充実
  - (3) 国際感覚を生かせる職業分野への進出の支援
  - (4) 市民的公共を踏まえた政策形成人材の養成
2. 少人数教育による学生間・教員学生間での刺激に満ちた人格形成

#### (現状の説明)

法学部は下記の理念・目的・教育目標・実施目標を定めて、法学および政治学の研究と教育を行っている。

#### 1. 理念

法学部は、社会の実相の深い洞察を根底とした「ソーシャル・アプローチ」を理念とする。この理念の内容は次の3点に要約される。①民間の自由な精神に基づく研究・教育を目指すこと、②広く深い社会的視野と教養を重視した教育・研究であること、③社会への貢献や社会的弱者への視線を重視した教育・研究であること。

#### 2. 目的

法学部の目的は、「ソーシャル・アプローチ」の理念に基づいて研究と教育を行い、優れた研究成果をあげるとともに、有為な人材を輩出すること、そして、それらを通じて、スクールモットーである“Mastery for Service (奉仕のための練達)”を実践することにある。

#### 3. 教育目標

法学部の目的を実現するために、次の5点を教育目標としている。

##### (1) 科学的な思考方法の習得

対象を直観的・主観的ではなく、客観的・多面的に観察し、論理的に分析を進めていく方法を身につけること

##### (2) 広範な知識と社会的視野の獲得

法学・政治学の専門教育のみに止まらず、歴史学、哲学、心理学、社会学、経済学などの諸科学が明らかにしてきた広範な知識を身につけ、さらに広範な社会的現実にならざるを得ない目を向けられるようにすること

(3) 正しい価値観と豊かな人間性の形成

よりよい社会と人間の幸福の実現に向けて奉仕する精神を育み、自由と正義の実現を目指した明確な価値観を形成すること

(4) 人権感覚の陶冶

法と政治の基本的規範理念としての人権感覚を身につけること

(5) 国際的・地球的な視野の確保

本学の伝統を踏まえ、自由な精神に基づいて常に国際的・地球的な視野を身につけること

#### 4. 実施目標

上記の教育目標を次の実施目標として具体化している。

(1) 学生の多様な進路希望の実現に資する、高い社会的評価が得られる能力の習得

① ロースクール進学希望者に対する教育の充実

② 企業法務を希望する者に対する教育の充実

③ 国際感覚を生かせる職業分野への進出の支援

④ 市民的公共を踏まえた政策形成人材の養成

(2) 少人数教育による学生間・教員学生間での刺激に満ちた人格形成

法学部の理念・目的・教育目標・実施目標は、抽象的な理念を具体的な目標へと展開する形で定められている。このことは、確固たる理念に基づいて、社会の要請に応じた教育を行い、有為な人材を養成するという法学部の一貫した姿勢を示すものである。法学部の理念・目的・教育目標・実施目標を学生に周知するために、「大学要覧」にすべてを明記するとともに、新入生のオリエンテーション時にカリキュラムの構成と関連づけて理念等を説明している。

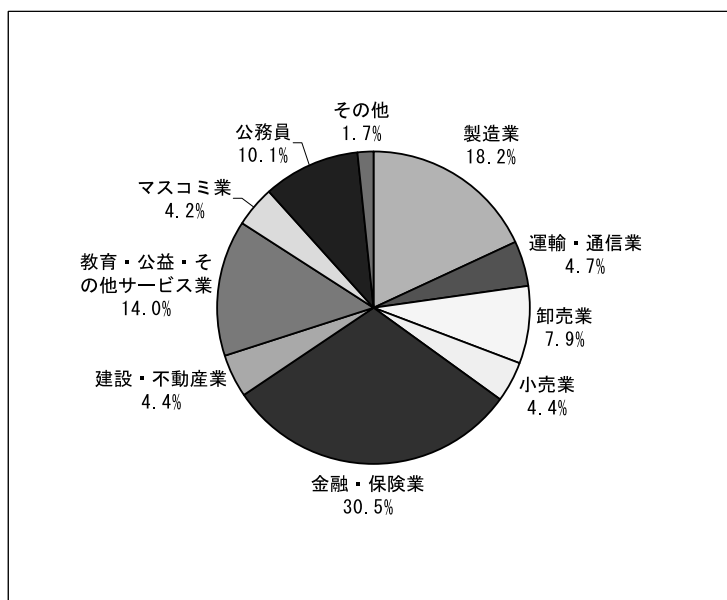
現在の教育目標と実施目標は、2004年度の法科大学院開設に向けた学部カリキュラムの抜本的な見直し作業の中で再確認されたものである。カリキュラムの見直し作業は2000年度に開始され、まず法学部教育改革の基本方針が策定されたあと、コース制の導入に伴うカリキュラムの再編成と単位配分が決定された。このように、教育目標と実施目標は学部教育改革などの際に検証されている。2002年度には多様な能力を持つ学生を確保するためにAO入試を導入したが、この時にも、学部が求める学生像を明確にするために、学部の理念・目的・教育目標を再確認した。

実施目標である「学生の多様な進路希望の実現に資する、高い社会的評価が得られる能力の習得」は、主にコース制との関連で設定されている。コース制は2003年度に導入された。この制度は、専門科目をコース別に配置して、学生が早い時期から将来の進路や学修目標を想定し、それぞれに合わせた専門科目の履修を効率的・体系的に行うことを目的とする。学生は3年次の履修登録時にコースを選択するが、おそくとも2年次の秋までには選択するコースをある程度絞るよう指導している。この実施目標は、2005年度以降、

コース制の実施および進行に伴い、その達成度を検証することが課題である。

もう1つの実施目標である「少人数教育による学生間・教員学生間での刺激に満ちた人格形成」は、学年ごとに配置されている演習科目（法学・政治学基礎演習、人文演習、法学教養演習、法学・政治学研究演習Ⅰ、法学・政治学研究演習Ⅱ、コース特別演習）において実現されることが意図される。いずれの科目も10名から30名程度の学生を対象とするが、少人数教育の成果をあげているかどうかを検証し、必要に応じて改善を施すことも課題である。

なお、新制大学以降の法学部の卒業生累計は2004年度までで31,568名を数える。また、2004年度の就職状況は次のとおりである。



#### （点検・評価の結果）

法学部は現在も上記の理念・目的・教育目標・実施目標を堅持している。学部教員は理念等を常に意識して研究・教育に取り組んでいるが、学生への浸透度は十分ではない。また、2005年度にコース制が実施されており、その成果を注視している。演習科目については、学生の意識・関心・基礎学力などに注意を払いつつ、改善の方向性を探っている。

#### （改善の具体的方策）

法学部の理念・目的・教育目標・実施目標を学生に周知させるために、新入生のオリエンテーション時に現在よりも時間をかけて説明する。また、コース制による能力習得については、その成果を測定する方策を準備する。少人数教育による人格形成については、1年生の必修科目である法学・政治学基礎演習の内容や方法を改善するための措置（例えば、委員会等の設置）を講じる。

#### 4.1.2 教育研究の組織

##### 【評価項目 4-0-1】 教育研究の組織

(必須要素) 学部・学科などの組織の教育組織としての適切性、妥当性

##### 【評価項目 4-0-2】 教育研究の組織の検証

(選択要素) 教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

<2003年度に設定した目標>

1. 学部の教育組織としての適切さ・妥当性を向上させること
2. 外部（卒業生・法曹・企業関係者・有識者など）から意見・評価・提言などを聴取する仕組みを構築すること

##### (現状の説明)

法学部は、1934年に旧制大学の法文学部として発足した。1946年に文学部と分離して法学部となり、1948年以降は新学制による法学部として発展を続けてきた。新制法学部の発足から数えても、50年を超える歴史を有している。大学院法学研究科は1950年の政治学専攻修士課程の開設に始まる。その後、1954年に博士課程が設置され、現在では博士前期課程1専攻・博士後期課程3専攻を擁する。

法学部は法律学科と政治学科の2学科制をとる。教員はいずれかの学科に属するが、さらに研究・教育の分野に応じて、政治・基礎法・公法・私法・外国語の各研究室に所属する。学部・学科・研究室という3層の体制を採用することによって、学科による縦割りの弊害を除去し、研究・教育に関わる意見交換や意思決定が合理的に行われる。例えば、カリキュラムに関する事項は、各研究室が先議して実質的な決定をする。各研究室の決定事項は、学部カリキュラム委員会において学部全体の見地から検討されたのちに、教授会において審議される。

教授会は2004年度には14回開催された。教授会の下に、図書委員会・カリキュラム委員会・人権問題研究委員会・研究会委員会・将来構想委員会などの各種委員会が設置されている。各委員会は必要に応じて適宜開催される。また、学部運営の面では、学部長室委員会が学部長を補佐する。同委員会は、学部長・大学院教務学生委員・教務主任・同副主任・学生主任・同副主任など9名によって組織される。原則として毎月2回開催され、教務・学生に関する諸事項に対応している。

学生は法学部として募集しており、志望に応じて法律学科と政治学科に所属する。しかし、学生の入学後の志向に対応できるように、基礎科目および専門科目のかなりの部分において学科間の垣根が低く設定されている。とくに2003年に導入したコース制では、5コースのうち3コースが学科共通となっており、いずれの学科の学生も選択することができる。学部の対応としては、各コースに代表者を設け、コア科目担当者と連携してコースの設計にあたってきた。また、コース制に関わる事項を協議するために、拡大カリキュラム委員会を開催している。

法学部は、法学・政治学の研究を推進し、研究の成果を教育に還元するために、学術団体である法政学会を設置している。法政学会は、年4回紀要「法と政治」を発行するほか、

講演会や研究会を随時開催している。

以上のように、法学部の教育組織としての構成・運営は、学部内のチェック・アンド・バランスを実現しつつ、迅速な意思決定を可能にしており、適切かつ妥当であると判断される。しかし、外部との接触・交流は必ずしも十分とは言えず、適切かつ妥当であるという判断には客観性が欠ける嫌いがある。そこで、外部（卒業生・法曹・企業関係者・有識者など）から意見・評価・提言などを聴取する仕組みを構築することが課題であると認識している。

#### （点検・評価の結果）

法学部の教育組織としての構成・運営は、学部内のチェック・アンド・バランスを実現しつつ、迅速な意思決定を可能にしており、適切かつ妥当であると判断される。他方、外部からの意見等の聴取については進展を見ていない。その重要性を再認識して、仕組みの構築に着手する必要がある。

#### （改善の具体的方策）

可能な限り早期に、外部（卒業生・法曹・企業関係者・有識者など）から意見・評価・提言などを聴取する仕組みを構築する。また、意見等を学部運営に反映させつつ、研究教育組織としての適切さ・妥当性を検証し改善していく。

#### 4.1.3 学生の受け入れ

＜2003年度に設定した目標＞

1. 学科別入試の実施に向けた検討を行うこと
2. 「学生の多様性と質の確保」を目標として、一般入試による入学者の比率を段階的に50%まで（当面は60%まで）下げること
3. 最適な入学者選抜方法の在り方とそれぞれの募集人員を再検討すること

#### 【評価項目 5-0-1】 入学者受け入れ方針等

- （必須要素）入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- （必須要素）入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係
- （選択要素）学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係

#### 【評価項目 5-0-2】 学生募集方法、入学者選抜方法

- （必須要素）大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

#### 【評価項目 5-0-3】 入学者選抜の仕組み

- （必須要素）入学者選抜試験実施体制の適切性
- （必須要素）入学者選抜基準の透明性
- （選択要素）入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

（現状の説明）

#### 1. 入学者受け入れ方針等

2003年に、「学生の多様性と質の確保」を目標として入試改革に取り組むという全学的な方針が決定された。学生の多様性と質を確保することは、法学部の理念・目的・教育目標に合致しており、法学部の入学者受け入れ方針でもある。

法学部は法律学科と政治学科の2学科からなるが、入学者選抜は学部として行っており、受験者の志望と各学科の定員を勘案して合格者を決定している。2004年度入試では、法学部の入学定員550名（法律学科430名・政治学科120名）を、一般入試360名、大学入試センター試験を利用する入試40名、依頼校推薦入試70名（内訳は指定校推薦入試55名・特別推薦入試15名）、高等部推薦入試65名、AO入試15名に振り分けて入試を実施した。また、2005年度入試では、入学定員650名（法律学科510名・政治学科140名）を、一般入試430名、大学入試センター試験を利用する入試20名、依頼校推薦入試120名（指定校推薦入試105名・特別推薦入試15名）、高等部推薦入試65名、AO入試15名に振り分けて入試を実施した。そのほかに、協定校推薦入試・帰国生徒入試・外国人留学生入試も実施しており、それぞれ若干名を募集した。このように、多様な学生を確保するために各種の選抜方法を実施している。

法学部は、「ソーシャル・アプローチ」の理念に基づいて研究と教育を行い、優れた研究成果をあげるとともに、有為な人材を輩出することを通じて、スクールモットーである“Mastery for Service（奉仕のための練達）”を実践することを目的とする。そして、(1) 科学的な思考方法の習得、(2) 広範な知識と社会的視野の獲得、(3) 正しい価値観と豊かな人間性の形成、(4) 人権感覚の陶冶、(5) 国際的地球的な視野の確保という教育目標の下に、①学生の多様な進路希望の実現に資する、高い社会的評価の得られる



力の習得、②少人数教育による学生間・教員学生間での刺激に満ちた人格形成という実施目標を置く。多様な選抜方法を採用することにより、多様な価値観・人生観・職業観を持つ学生が入学し、1年次より、言語科目や法学・政治学基礎演習などの少人数クラスにおいて学生間での刺激に満ちた人格形成が促進される。さらに、AO入試では、優れたコミュニケーション能力を持ち、リーダーとしての高い能力を備えた人材を育成することを目的として入学者を選抜しており、AO入試による入学者がとりわけ少人数教育の場においてリーダーとして活躍することが期待されている。このことは、2年次以降の人文演習、法学基礎演習、法学・政治学研究演習Ⅰ・Ⅱについても同様である。

他方、入学者選抜方法について検討すべき課題がある。法学部では学部として入学試験を行っているが、学科の存在を強調して学科別入試を行うことを前向きに検討する必要がある。学科別入試は、不本意入学の学生を減らし、入学者がより明確な意志をもって学修に取り組む下地となる点で優れる。とくに、2003年度に導入したコース制との関係を視野に入れて学科別入試を実施することにより、受験生に対して、4年間の学修の目標や方向性をより明確に呈示することが可能となる。

また、学生の多様性を確保するために、一般入試の比率を下げ、その他の入試による募集人員を増やすことが求められる。法学部では、2005年度入試において指定校推薦入試の募集人員を大幅に増員した。しかし、同時に入学定員を100名増員したため、一般入試の比率は前年度の66.5%から66.2%に微減したにとどまった。そこで、引き続き、一般入試以外の募集人員を増加させることが課題である。また、その過程において、最適な入学者選抜方法の在り方や構成とそれぞれの募集人員を再検討することも課題となる。

## 2. 学生募集方法・入学者選抜方法

法学部は、大学の入試部や広報室などに協力する形で、学生募集のための活動に参加している。受験生に対する情報開示も、全学的な方針にしたがって行っている。法学部における主要な入学者選抜方法は、①一般入試、②大学入試センター試験を利用する入試、③依頼校推薦入試、④高等部推薦入試、⑤AO入試の5種である。これらの選抜方法はそれぞれの目的を有し、かつ法学部の理念の下に全体として有機的に結合するものである。

(1) 一般入試はF日程とA日程の2回実施される。2004年度の試験科目は、英語、国語ならびに数学・日本史・世界史のうちの1科目であり、合計3科目である。一般入試では主として3科目の試験の成績により合否が判定されるため、本学を希望する受験生に広く門戸が開かれている。公平な条件による競争入試は「学生の質」を確保するために重要な役割を果たしている。

(2) 大学入試センター試験を利用する入試では、受験生の選択により、大学入試センター試験の4教科5科目または5教科5科目の成績に基づいて合否が判定される。大学入試センター試験を利用する入試は、3科目で実施される一般入試を補完するものであり、高等学校において国立大学の受験を目指して多数の教科を勉強してきた受験生が、不利益を受けることなく法学部を受験できるように配慮している。なお、2005年度入試では、志願状況を考慮して、募集人員を40名から20名に半減した。

(3) 依頼校推薦入試は、指定校推薦入試と特別推薦入試に分けて実施されている。前者

は法学部が指定する高等学校に対して、法学部での学修に相応しい学生の推薦を依頼するものであり、後者は学業のみならずスポーツでも優れた実績のある学生の推薦を依頼するものである。一般入試が「点」における評価であるとする、依頼校推薦入試は高等学校に推薦を依頼することにより、高校生活全般を通した受験生の「面」での評価が可能になる。2005年度入試では、指定校推薦入試の定員を55名から105名に大幅に増員した。学校長から推薦された受験生について面接を実施して、合否を判定している。

(4) 高等部推薦入試は、本学院高等部の生徒を対象とする推薦入試である。早くから本学院において教育を受けた入学者が他の入学者と融合することにより、両者にとって人格形成上より良い効果をもたらされることが期待される。高等部から推薦された受験生について面接を実施して、合否を判定している。

(5) AO入試は、法学部の理念に基づいて、優れたコミュニケーション能力を持ち、リーダーとしての高い能力を備えた人材を育成するための入学者選抜方法である。AO入試では、さまざまな分野の社会的活動や生徒会・課外活動においてリーダーシップを発揮している者、日本語や外国語で読み・書き・議論する能力に優れた者、あるいは社会人としての生活においてリーダーシップやコミュニケーション能力を発揮している者を選抜している。選抜方法は、書類審査とレポートおよびディスカッションの評価による。

### 3. 入学者選抜の仕組み

法学部では、各種の入試を実施するために、入試実行小委員会とAO入試実行小委員会を設置している。一般入試は全学的な体制の下で、入試実行小委員会が試験本部と校舎本部の業務を管轄する。その他の入試においては、面接や採点などの業務にあたる。また、AO入試実行小委員会は、AO入試の第2次試験の実施と採点にあたる。入学者の選抜は受験生の評価のみを基準としており、それぞれの募集人員に基づいて合格者数を決定している。合格者の決定はすべて教授会の審議事項であり、決定に至るプロセスが教授会において開示される。

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムとして、法学部では、毎年度「近親者が本学を受験する教職員についての申し合わせ」を確認している。近親者（子・配偶者・兄弟姉妹および孫）が本学を受験する教職員は、①出題・採点委員会委員、②出題関係の委員、③当該近親者の受験学部の採点業務、④当該近親者の受験学部の入試問題および答案を直接扱う業務を辞退しなければならない。また、AO入試では、AO入試実行小委員会の委員を匿名にするとともに、受験生を特定できる情報を開示せずに評価・採点を行っている。あわせて、AO入試実行委員会が評価・採点を担当し、学部長室委員会が合格最低点を定め、教授会が最終的な合否を決定する仕組みを採用しており、合否判定の透明性・公平性を確保している。

#### (点検・評価の結果)

入学者受け入れ方針と学部の理念・目的・教育目標との関係は良好である。また、学科別入試の検討が進み、2006年度入試より実施することになった。一般入試の比率低減に

についても、2006年度入試より、大学入試センター試験を利用する入試の募集人員を増やすことになった。その結果、募集人員における一般入試の比率は57.7%まで低下する。しかし、最適な入学者選抜方法の在り方とそれぞれの募集人員を再検討することには、あまり進展が見られない。とりわけ、依頼校推薦入試のうちの特別推薦入試について、全学的なスポーツ推薦入試に移行するか、あるいはAO入試を見直して、その中に包含するかという問題が現在も検討中である。入学者選抜の仕組みは良好に機能している。

#### (改善の具体的方策)

学科別入試が実施されることになったが、その結果を継続的に追跡して、一定期間経過後にその成果を評価する。一般入試の比率を全学的な目標値である50%まで低下させる。引き続き、最適な入学者選抜方法の在り方とそれぞれの募集人員を再検討する。

#### 【評価項目 5-0-5】 アドミッションズ・オフィス入試

(選択要素) アドミッションズ・オフィス入試実施の実効性

#### 【評価項目 5-0-7】 入学者選抜における高・大の連携

(選択要素) 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

(選択要素) 入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ

(選択要素) 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

#### 【評価項目 5-0-8】 社会人学生の受け入れ

#### 【評価項目 5-0-9】 科目等履修生、聴講生等

(選択要素) 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

#### 【評価項目 5-0-10】 外国人留学生の受け入れ

(選択要素) 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

#### (現状の説明)

##### 1. アドミッションズ・オフィス入試

法学部は、2003年度入試よりAO入試を採用している。AO入試では、受験者は出願時に、①入学願書、②調査書、③志望理由書、④活動実績報告書または履歴および社会活動報告書(社会人の場合)、⑤資料説明票、⑥推薦書などの書類を提出する。第1次審査は提出された書類により行い、その合格者が第2次審査に進む。第2次審査では、現代の法や政治に関するテーマについての講義を受けたあと、レポートを作成する。また、グループ・ディスカッションに参加する。AO入試は、優れたコミュニケーション能力を持ち、リーダーとしての高い能力を備えた人材を育成することを目的とする。そのため、一般入試では測れない多様な能力を積極的に評価している。また、AO入試の成果を測定するために、入学者の追跡調査を行っている。

##### 2. 入学者選抜における高・大の連携

各種推薦入学およびAO入試について、高等学校からの質問に即応する体制をとっている。とくに、夏季休暇期間に出願資格に関する問い合わせが多い。また、依頼校推薦入試にあっては、依頼校との良好な関係を構築するための配慮をしており、面接時に疑義が生じないかぎり、学校長の推薦を信頼している。

調査書は、とくに依頼校推薦入試とAO入試において重視される。

### 3. 社会人学生の受け入れ

法学部では、社会人のための特別な入試は実施しておらず、AO入試の募集人員に2名の社会人枠を設けている。社会人の合格者は2003年度入試で2名、2005年度入試で1名であった。

### 4. 科目等履修生・聴講生等

法学部は、科目等履修生および聴講生に広く門戸を開放している。許可の決定は、科目等履修生については書類審査、聴講生については書類審査と面接によって行っている。2004年度は、科目等履修生6名と聴講生5名を許可した。

### 5. 外国人留学生

法学部では、次の要領で外国人留学生入試を実施している。出願資格は、①外国籍を有し、外国における学校教育の12年の課程を修了した者または修了見込みの者、②上記①と同等以上の資格があると本大学が認めた者である。また、選考は筆記試験（日本語による小論文）と面接による。2005年度入試では、12名が受験し、9名が合格、8名が入学している。

#### （点検・評価の結果）

AO入試は2006年度入試で4回目をむかえる。現在までのところ順調に実施されてきたが、成果の評価を含めて見直し作業に着手すべき時期に来ている。社会人学生、科目等履修生、聴講生、外国人留学生の数は多くないが、それぞれの制度自体には問題がない。

#### （改善の具体的方策）

AO入試の見直し作業に着手する。

#### 4.1.4 教育内容・方法

##### 4.1.4.1 カリキュラムの編成

＜2003年度に設定した目標＞

1. 専門基礎科目、共通専門科目ならびにコース専門科目の一層の充実をはかること
2. 選択専門科目の一層の多様化と充実をはかること
3. コース特別演習のクラス数の増加と内容の多様化をはかること
4. ネイティブの英語契約教員の活用など、語学教育、とりわけ英語教育の充実をはかること
5. 選択必修外国語の語種を増やしていくこと。また中国語および朝鮮語の開講クラス数を増やしていくこと
6. 英語・フランス語中期留学、国連ボランティア科目、外国語インテンシブ・プログラムなど、新カリキュラムの趣旨を活かして、積極的な学修に取り組む学生を増加させること
7. インターンシップを伴うライフデザイン科目（全学科目）の受講を積極的に促すとともに、法学部のコース制の趣旨に沿ったインターンシップ受け入れ先の開拓と確保に取り組んでいくこと
8. 新カリキュラムの趣旨を活かして複数分野専攻制度やジョイント・ディグリー制度に意欲的に挑戦する学生を増加させること

##### 【評価項目 6-1-1】 教育課程

- （必須要素）カリキュラムの編成方針と教育理念・目的との関係
- （必須要素）カリキュラムの体系性と教育理念・目的との関係
- （必須要素）カリキュラムにおける基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- （必須要素）基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況
- （選択要素）グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ
- （選択要素）起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ
- （選択要素）学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

##### （現状の説明）

##### 1. カリキュラムの編成方針

法学部は、「ソーシャル・アプローチ」の理念に基づいて研究と教育を行い、優れた研究成果をあげるとともに、有為な人材を輩出することを通じて、スクールモットーである“Mastery for Service（奉仕のための練達）”を実践することを目的とする。そして、①科学的な思考方法の習得、②広範な知識と社会的視野の獲得、③正しい価値観と豊かな人間性の形成、④人権感覚の陶冶、⑤国際的地球的な視野の確保という教育目標の下に、(1) 学生の多様な進路希望の実現に資する、高い社会的評価の得られる力の習得、(2) 少人数教育による学生間・教員学生間での刺激に満ちた人格形成という実施目標を置く。これらの教育目標・実施目標を達成するために、抜本的なカリキュラム改

革に取り組み、2003年度入学生より新カリキュラムを実施した。

新カリキュラムでは、個々の学生が将来の進路や学修目標についてより明確な意識をもちつつ、それに合わせた専門科目の学修を体系的・有機的・効果的に行えるようにするために、コース制を導入した。コース制は、①司法、②ビジネス法務、③公共政策、④国際関係、⑤政治システムの5つのコースからなり、「学生の多様な進路希望の実現に資する、高い社会的評価の得られる力の習得」という実施目標に相応しい教育効果をあげることが期待される。また、「少人数教育による学生間・教員学生間での刺激に満ちた人格形成」をさらに促進するために、従来から設置されてきた法学・政治学基礎演習（1年次）、人文演習（2年次）、法学・政治学研究演習Ⅰ（3年次）ならびに法学・政治学研究演習Ⅱ（4年次）に加えて、法学教養演習（2年次）とコース特別演習（3・4年次）を新設して少人数教育の充実をはかった。

## 2. カリキュラムの体系

法学部のカリキュラムは、基礎科目群と専門科目群に大別される。卒業単位は124単位であり、基礎科目群（教職関連科目・他学部開設科目を含む）40単位、専門科目群74単位、科目群を問わない選択科目10単位をもって構成される。上記の教育目標・実施目標を実現するために、基礎科目群では、キリスト教科目を必修科目とするほか、言語科目と教養科目の2区分を設けて、教養科目にはスポーツ科学・健康科学科目、情報科学科目、学際・連携科目ならびに教養教育科目を配置している。また、専門科目群では、コース制を導入するとともに、コース科目の履修を準備するための専門基礎科目と、コースに共通して必要な専門知識を習得するための共通専門科目を配置している。共通専門科目では法学・政治学基礎演習が必修科目となっている。さらに、専門科目群では、1つの専門分野についてレベルを上げながら繰り返し学習できるスパイラル方式を採用している。

### <カリキュラムの体系>

科目群	科目	卒業必要単位数		
基礎科目群	キリスト教科目	40	124	
	言語科目			
	教養科目			
教職関連科目				
他学部開設科目				
専門科目群	専門基礎科目	74		
	共通専門科目			
	コース専門科目			
	選択専門科目			
任意の科目		10		

## 3. 基礎教育・倫理性を培う教育の位置づけ

法学部では、基礎科目群および専門科目群のうちの専門基礎科目と専門共通科目を基礎教育として位置づけ、前者については1・2年次を、後者については1年次を履修基準年度としている。とりわけ、1年次のキリスト教科目（4単位）および法学・政治学基礎演習（4単位）を必修科目として、基礎教育および倫理教育の中核に据えている。

#### 4. 実施・運営体制

基礎教育・教養教育の実施・運営は、学部のカリキュラム委員会が所管する。学部長の発議を受けて、同委員会が先議し、その審議結果が教授会において審議・承認されたのちに実施される。新カリキュラムも、基礎教育・教養教育にかかる部分はこのプロセスを経て実施された。なお、専門教育のカリキュラムは、5つの研究室会議が先議し、カリキュラム委員会と教授会を経て実施される。基礎教育のうち、専門科目群の専門基礎教育および専門共通科目はこのプロセスを経て実施される。新カリキュラムの実施・運営は現在のところ順調であるが、必要に応じて上記のプロセスによって見直しが行われることになる。

#### 5. グローバル化時代に対応させた教育等

法学部では、グローバル化時代に対応させた教育を行うために、英語8単位を必修科目とするとともに、フランス語・ドイツ語・中国語・朝鮮語のうち1言語8単位を選択必須科目としている。また、言語能力の一層の向上を望む学生のために、英語・フランス語中期留学や外国語インテンシブ・プログラムなどの科目を用意している。さらに、全学科目であるインドネシア交流セミナー・オックスフォード大学ジョイントセミナー・国連セミナー・カナダ研究入門・国際研究・国連ボランティア科目などを基礎科目群の教養科目に配置している。次に、倫理性を培う教育として、キリスト教学を必修科目としている。また、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育として、上記言語科目や情報科学科目を置くほか、法学・政治学基礎演習において学生の討論やディベートを促し、コミュニケーション能力の向上をはかっている。最後に、教養科目として、学生の心身の健康を保持・増進するための教育的配慮として、教養科目にスポーツ科学・健康科学科目を配置しており、卒業単位への算入を認めている。

#### (点検・評価の結果)

新カリキュラムの策定にあたって十分な議論を尽くしており、教育理念や目標との関係は適切であると評価される。また、基礎教育・倫理性を培う教育やグローバル化時代に対応させた教育等についても、それらを実現するための科目配置がなされている。現在、2003年度に導入した新カリキュラムが進行中であり、コース制については本年度初めてコース選択が行われた。学年進行中のため、新カリキュラムの完成年度（2006年度）以降、その成果を検証して、必要な修正を施すことが課題である。

#### (改善の具体的方策)

新カリキュラムの完成年度以降、その成果を検証して、必要な修正を施す。

#### 【評価項目 6-1-2】 履修科目の区分

- (必須要素) 専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的との関係
- (必須要素) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- (必須要素) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮
- (必須要素) カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

## (現状の説明)

### 1. 専門科目群

専門科目群は、「学生の多様な進路希望の実現に資する、高い社会的評価の得られる力の習得」という実施目標に相応しい教育効果をあげることが期待される。

新カリキュラムでは、専門科目群は、専門基礎科目・共通専門科目・コース専門科目の全体を通じて、基礎的なものから専門性の高いものへ、総論的なものから各論的なものへ1つの分野の科目を繰り返し学ぶことができるスパイラル方式によって編成されている。このスパイラル方式をより有効なものとするために、従来の4単位通年制を原則としたカリキュラムから、2単位を原則としたセメスター制による編成へとカリキュラムを抜本的に改めた。

### 2. 基礎科目群

基礎科目群では、必修・選択必修科目であるキリスト教科目と言語科目を除いて、履修選択の自由度を大きくし、全学科目や他学部専門科目を最大30単位まで卒業単位に組み込むことができるにした。それによって、本学のカリキュラムの特徴である複数分野専攻制度（MDS）やジョイント・ディグリー制度に挑戦する学生や、さらには国連ボランティア科目、英語・フランス語中期留学、外国語インテンシブ・プログラム、インターンシップをともなうライフデザイン科目など多様な開講形態をもった全学科目の履修に取り組む学生など、積極的な学修意欲をもった学生をエンカレジしていくことを目指している。

基礎科目群の特徴は、専門科目の効率的・体系的な学修と合わせて、総合的な視野から物事を見ることが出来る能力、自主的・総合的・批判的に物事を思考し、的確に判断できる能力等を育成するとともに、豊かな人間性を涵養し高い倫理観をもった人材を育成することに配慮したものであり、法学部の教育目標に相応しい教育効果をあげることを目指したものとなっている。

### 3. 外国語科目

法学部の言語科目は、英語8単位を必修科目とし、フランス語・ドイツ語・中国語・朝鮮語のうち1言語8単位を選択必修科目とする。また、言語能力の一層の向上を望む意欲的な学生のために、英語・フランス語中期留学や外国語インテンシブ・プログラムなどの科目を用意している。そのほか、選択科目として、ロシア語・イタリア語・スペイン語・ポルトガル語・アラビア語・インドネシア語などの科目を置き、学生の学習意欲に応える体制をとっている。このような科目構成は、法学部の教育目標、とりわけ「国際的地球的な視野の確保」に資するものであり、さらには実施目標である「国際感覚を生かせる職業分野への進出」を支援するものである。

### 4. 必修・選択の量的配分

法学部の卒業単位は124単位であり、基礎科目群（教職関連科目・他学部開設科目を含む）40単位、専門科目群74単位、科目群を問わない選択科目10単位をもって構成される。基礎科目群の内訳は、必修科目12単位・選択必修科目8単位・選択科目20単位であり、専門科目群の内訳は、必修科目4単位・選択必修科目58単位・選択科目12単位である。

基礎科目群の選択科目の単位数が多い（科目群を問わない選択科目10単位を加えると、



最大で30単位取得することができる)のは、専門科目の効率的・体系的な学修と合わせて、総合的な視野から物事を見ることが出来る能力、自主的・総合的・批判的に物事を思考し、的確に判断できる能力等を育成するとともに、豊かな人間性を涵養し高い倫理観をもった人材を育成することに配慮したものである。

また、専門科目群の選択必修科目の単位数が多いのは、コース制の導入によって、個々の学生が将来の進路や学修目標についてより明確な意識をもちつつ、それに合わせた専門科目の学修を体系的・有機的・効果的に行えるようにするためである。また同時に、スパイラル制を採用したことと、基礎法科目を共通専門科目としたことから、選択必修科目の割合が高くなっている。

＜必修・選択の配分＞

科目群	科目	必修	選択必修	選択	合計
基礎科目群	キリスト教科目	4		20	40
	言語科目	8	8		
	教養科目				
教職関連科目					
他学部開設科目					
専門科目群	専門基礎科目		6	12	74
	共通専門科目	4	28		
	コース専門科目		24		
	選択専門科目				
任意の科目				10	10
合計		16	66	42	124

(点検・評価の結果)

新カリキュラムの策定にあたって十分な議論を尽くしており、履修科目の区分や編成等についても、法学部の教育理念や目標との関係は適切であると評価される。学年進行中のため、新カリキュラムの完成年度(2006年度)以降、その成果を検証して、必要な修正を施すことが課題である。

(改善の具体的方策)

新カリキュラムの完成年度以降、その成果を検証して、必要な修正を施す。

【評価項目 6-1-3】 授業形態と単位の関係

- (必須要素) 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性
- (必須要素) 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【評価項目 6-1-4】 単位互換/単位認定等

- (必須要素) 国内外の大学等との単位互換方法の適切性
- (必須要素) 入学前の既修得単位の単位認定方法の適切性
- (必須要素) 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合
- (選択要素) 海外の大学との交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

【評価項目 6-1-5】 開設授業科目における専・兼比率等

- (必須要素) 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- (必須要素) 兼任教員等のカリキュラムへの関与の状況

**【評価項目 6-1-6】 カリキュラムと国家試験**

(選択要素) 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率

**【評価項目 6-1-7】 インターンシップ、ボランティア**

(選択要素) インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

(選択要素) ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

**【評価項目 6-1-8】 生涯学習への対応**

(必須要素) 生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

**【評価項目 6-1-9】 正課外教育（エクステンション等）**

(選択要素) 正課外教育の充実度

(現状の説明)

1. 授業形態と単位の関係

法学部の各授業科目の単位数は、大学設置基準および本学学則に基づいて、原則として次の基準によって計算される。

① 講義科目および演習科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

② 語学教育科目、実験科目、実習科目および実技科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

各分野の科目の量的配分については【評価項目 6-1-1】の記述を参照。

2. 単位互換・単位認定等

学生が国内外の大学等で取得した単位は、基礎科目群の「学際・連携科目」に配置される外国大学科目・洋上大学科目・西宮市大学共通単位講座として、法学部の単位に認定される。次に、編入学生について、60単位を限度として、入学前の既修得単位を法学部の単位として認定している。単位の認定は、本人と面接のうえ、本人の希望する科目を認定するという手続きによる。また、編入学生以外の者については、編入学生に準じて単位認定を行う。単位認定の上限である60単位は、法学部の卒業単位124単位の50%弱に相当する。海外の大学との交流協定は大学として締結しており、法学部の学生が交換留学生として協定大学で取得した単位を、当該科目の内容や時間数等を勘案して、法学部の単位として認定している。

3. 専・兼比率等

2004年度に法学部が開講した全授業科目のうち、専任教員が担当した授業科目の割合は次表のとおりである。開講科目数317、専任担当率44%であった。2005年度は、開講科目数364、専任担当率50%であった。また、兼任教員等のカリキュラムへの関与は、言語科目のうちフランス語の専任教員と兼任教員が年1回会合をもっているほかは、組織的にはほとんど行われていない。

科目群	科目	開講科目数	専任担当率
基礎科目群	キリスト教科目	3	100 %
	言語科目	52	18 %
	教養科目	43	37 %
専門科目群	専門基礎科目	9	89 %
	共通専門科目	39	94 %
	コース専門科目	146	43 %
	選択専門科目	25	14 %
全体		317	44 %

#### 4. 国家試験

法学部の学生には、司法試験や司法書士試験などの国家試験を受験する者がいる。本学出身の司法試験第二次試験合格者数は、2002年度12名、2003年度12名、2004年度16名であった。

#### 5. インターンシップ等

インターンシップの重要性を認識し、科目設置に向けた議論が続けられているが、受け入れ先の確保や単位認定の方法など課題が山積している。他方、全学科目としてインターンシップ科目を開設する動きがあり、学部としてはその進捗状況を注視しつつ、さらに検討を進めている。なお、現在は、ボランティア活動の単位認定は行っていない。

#### 6. 生涯学習

法学部の生涯学習への対応は、聴講生の受入れや、本学出身者を含めた税理士を対象とする新月プログラム（税理士の全国組織である「TKC全国会」の研究プログラム「TKC・関西学院大学 新月プログラム」）への講師派遣などがある。聴講生制度は、広く社会人に門戸を開放しており、本学卒業後のリカレント教育としても機能している。聴講生の出願資格は、①高等学校卒業者またはこれと同等の資格がある者でかつ2年以上の社会的経験のある者、または②学士の称号もしくは学士の学位を有する者またはこれと同等以上の資格のある者であり、基礎科目群および専門科目群から20単位まで聴講することができる。聴講の許可は面接による。また、新月プログラムは2004年から開始されたが、民法・商法の教員が講義を分担した。

#### 7. エクステンション

法学部では、法職をめざす学生に対して、エクステンションとして法職課程講座を開講しており、法職説明会のほかに、法職基礎講座と司法書士入門講座を開講している。いずれの講座も1年生から受講することができる。法職説明会は春2回・秋1回開催される。説明会では、それぞれの法職において活躍中の本学出身者が講師を務める。仕事の具体的な内容や使命などについて講演するほか、法職に必要な資格や試験勉強の方法なども紹介する。

法職基礎講座は、司法試験や司法書士試験などの区別をすることなく、ひろく法職を目指す学生の入門講座として開講される。また、公務員試験や各種の資格試験のためにも役立つことを目的とする。講師は本学出身の弁護士と司法書士であり、この講座では実践的な勉強が可能である。また、司法書士入門講座は、司法書士に関心を持つ学生のための講座であり、希望者には司法書士事務所での体験実習が予定される。この講座では、民法や商法を実際に運用する場面に重きをおいて、条文の順序にしばられず、司法

書士が日常的に処理している仕事の中味を分かり易く講義している。

#### (点検・評価の結果)

授業形態と単位の関係は、大学設置基準および本学学則に準拠しており、妥当であると評価される。また、卒業単位に占める各科目の量的配分も、法学部の理念・教育目標・実施目標にしたがって構成されており、現状においては概ね適切である。ただし、新カリキュラムの完成年度以降、その効果を検証して、必要な修正を施すことが課題となる。単位互換や単位認定についても、適切に対応している。

開設授業科目における専・兼比率は、言語科目・教養科目・コース専門科目で改善が必要である。コース専門科目については、法科大学院の設置にともない法学部から移籍した教員の補充が急務であり、必要な補充がなされれば、専任担当率が向上する。また、新カリキュラムの完成年度後の見直しとして、科目の精選と補充を検討する必要がある。

インターンシップについては、2005年度より、全学科目として、「ライフデザインと仕事」・「キャリアデザインと自分」・「社会の中での自分（インターンシップ講義）」・「ソーシャルスキルとチームワーク（インターンシップ演習）」・「インターンシップ実習」・「キャリア&ライフデザイン」の6科目が開設された。法学部では、これらの科目を基礎科目群の学際・連携科目に置き、卒業単位に含めることにした。このような措置を学生に周知し、履修を奨励することが課題である。

最後に、生涯学習について、法学部としてどのような貢献ができるかを検討する必要がある。

#### (改善の具体的方策)

新カリキュラムの完成年度以降、卒業単位に占める各科目の量的配分の適切さを検証し、必要であれば再検討する。ネイティブの英語契約教員の活用や専門科目担当教員の欠員補充を急ぎ、専任担当率の向上に努める。また、新カリキュラムの完成年度後の見直しとして、科目の精選と補充を検討する。インターンシップ科目について、学生に履修を奨励する。生涯学習について、法学部としてどのような貢献ができるかを検討する。

### 4.1.4.2 教育・研究指導のあり方

#### 【評価項目 6-2-1】 カリキュラムにおける高・大接続

(必須要素) 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

#### 【評価項目 6-2-2】 履修指導

(必須要素) 学生に対する履修指導の適切性

(必須要素) オフィスアワーの制度化の状況

(必須要素) 留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

(選択要素) 学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

(選択要素) 科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

#### 【評価項目 6-2-3】 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

(選択要素) 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導の配慮

＜2003年度に設定した目標＞

1. 入学時の履修ガイダンスの内容を充実させること
2. 2年生を対象としたコース選択ガイダンスの実施を新たに検討していくこと
3. 複数分野専攻制度（MDS）やジョイント・ディグリー制度などを活用した意欲的な学修を学生の間に一層浸透させていくこと

（現状の説明）

1. カリキュラムにおける高・大接続

高等学校教育との接続を意図して、1年次必修科目として法学・政治学基礎演習を設置している。基礎演習では、読み、書き、調べ、発表し、討論するという基本的な能力の育成を目的として、演習形式の少人数教育を行っている。基礎演習担当教員は、日常的な学修指導を行う担当教員として、学生との接点を増やすことを心掛けつつ、日常的な相談・指導にあたっている。

また、履修基準年度1年に配置された専門基礎科目（9科目）において、専門分野への導入教育を行っている。専門基礎科目は、専任教員によるオムニバス形式や実務家による身近なケーススタディなどを採り入れることにより、専門領域への関心を喚起し、カリキュラム全体を構成するスパイラル方式の第1段階を構成するように配慮されている。専門基礎科目は、本学が取り組む高大連携科目としても提供され、高校生の聴講にも門戸を開いている。さらに、関西学院高等部の授業科目である「法学入門」に法学部より講師を派遣している。

なお、法学部では、各種入試合格者に対する入学前指導のために、推薦図書のリストを作成している。教員が図書を推薦するが、2004年度は法学・政治学の分野を中心として100冊を超える図書が推薦された。合格者の学業の妨げとならないように、負担に配慮しつつ、読後感想文の提出を求めているが、この試みも高・大接続に資するものである。

2. 履修指導

まず、学生全体を対象とする入学時のオリエンテーションにおいて、履修心得に基づいて、ほぼ半日の時間をかけて履修指導を行っている。また、各教員は、原則として週1講時のオフィスアワーを指定することが義務づけられており、日常的に学生の訪問を受けて、履修指導をはじめとする各種の相談に応じている。また、とくに編入学生、留学生、科目等履修生については、面接や面談など個別的な履修指導を行っている。

法学部の「少人数教育による学生間・教員学生間での刺激に満ちた人格形成」という実施目標に基づいて、1年次から4年次までの全学年において少人数の演習形式の授業が配置されている。1年次必修科目としての法学・政治学基礎演習に加え、2年次には外国語担当教員による人文演習が開講されており、さらに専門科目担当教員による法学教養演習も開講されている。3年次・4年次の学生を対象とした法学・政治学研究演習ⅠおよびⅡでは、原則として2年間にわたる少人数教育が行われており、教員と学生との緊密な研究指導の場がもたれている。研究演習担当教員は日常的な学修指導を行う担当教員として、ゼミ合宿やゼミ旅行など学生との接点を増やすことを心掛けつつ、日常的な相

談・指導を行い、学生の学修や研究の促進をはかっている。この制度が継続的な履修指導を実現しており、上述のオフィスアワーと相まって、個別的な学生への対応が確保されている。

また、法学・政治学研究演習Ⅰの履修を選択する際に、学生と担当教員との面談の機会が用意されており、履修選択のための指導や助言を受けることができる。

他方、留年者に対する教育上の配慮措置について、特別な制度等を設けていない。学修全般に関する相談は、法学部事務室が窓口となり、教務主任が対応している。

### 3. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人学生、外国人留学生および帰国生徒等についても、演習科目の担当教員が日常的な学習指導を行い、個別的な履修指導や相談にあたっている。

#### (点検・評価の結果)

法学・政治学基礎演習は、高等学校教育と大学教育の接続を円滑にする機能を果たしている。しかし、基礎演習は大学教育を受けるための基礎的な能力を養成することを主眼としているが、必ずしも基礎的な学力の向上を目指すものではない。今後、学生の基礎学力を注視しながら、いわゆるリメディアルの必要性も視野に入れて、導入教育の充実をはかる必要がある。また、履修指導については、オフィスアワーや演習科目における個別的な指導は適切に行われている。しかし、設定目標のとおり、学生全体に対するきめ細かい指導とその周知度の検証が課題である。現状では、入学時の履修ガイダンスの内容については改善が見られるが、コース選択ガイダンスの実施は検討課題のままである。とくにコース制の趣旨を理解させ、また意欲的な学修の奨励を周知するためには、継続的・反復的な履修指導が必要であり、その機会を設定することを検討しなければならない。

#### (改善の具体的方策)

学生の基礎学力を注視しながら、いわゆるリメディアルの必要性も視野に入れて、導入教育の充実をはかる。設定目標の早期実現に取り組む。継続的・反復的な履修指導の機会を設定することを検討する。

#### 4.1.4.3 教育方法のあり方

##### 【評価項目 6-3-1】 授業形態と授業方法の関係

(必須要素) 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

(必須要素) マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

(必須要素) 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

##### <2003年度に設定した目標>

1. マルチメディア教室や無線LANが利用可能な教室を活用した授業の開講数を増加させていくこと
2. ビデオ教材やパワーポイント等を活用する授業の開講数を増加させていくこと

## （現状の説明）

### 1. 授業形態と授業方法

授業形態は主として講義と演習であり、授業方法は講義形式や対話形式がとられている。演習科目を各年次に配置しており、授業形態および授業方法は適切な組合せあるいは妥当な割合になっている。講義科目については、双方向性をもった対話形式の導入を試みる科目がある半面で、受講生が400～500名を超える大規模な講義もあり、教育指導上の有効性について検証する必要がある。演習科目は少人数教育を目的としており、教育指導上十分な効果をあげている。

### 2. マルチメディアを活用した教育

法学部準専用棟であるA号館には、約50台のパソコンを設置したマルチメディア教室があり、とくに言語科目を中心としてマルチメディアを駆使した授業の取り組みがなされている。2004年度の情報機器リプレイスの結果、マルチメディア教室において衛星放送の海外ニュースなどが視聴できるようになり、また無線LANを用いたPC利用の授業を行うことが可能な体制が新たに導入された。これにより新たな展開も期待されている。また、ビデオ教材やパワーポイント等を使用した授業も行われている。

### 3. 遠隔授業

法学部ではまだ遠隔授業を導入するに至っていない。

## （点検・評価の結果）

コース制の学年進行に応じてコース特別演習が開講され、演習科目の開講数が増加している。また、2005年度は、1年次の法学・政治学基礎演習が1クラス25名前後の学生で運営されており、少人数教育の実効性を確保するための要件を充足している。しかしながら、大教室における多人数を対象とした講義科目には改善がなく、教育指導上の課題が残されている。マルチメディアを活用した教育は言語科目を中心として展開されているが、専門科目群の科目でもマルチメディアを活用すべき場合がある。そのために、教員個人ではなく、学部としての取り組みを検討すべきである。この点を含めて、設定目標の達成に努めなければならない。

## （改善の具体的方策）

大教室における多人数を対象とした講義科目を可能なかぎり減らす。マルチメディアを活用した教育について、学部としての取り組みを検討する。

### 4.1.4.4 教育成果のあり方

#### 【評価項目 6-4-1】 教育効果の測定

- （必須要素）教育上の効果を測定するための方法の適切性
- （必須要素）教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況
- （必須要素）教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況
- （必須要素）卒業生の進路状況
- （選択要素）教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況

- (選択要素) 教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況
- (選択要素) 教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況
- (選択要素) 国際的、国内的に注目されるような人材の輩出状況

#### 【評価項目 6-4-2】 厳格な成績評価の仕組み（成績評価法）

- (必須要素) 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
- (必須要素) 成績評価法、成績評価基準の適切性
- (必須要素) 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況
- (必須要素) 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性
- (選択要素) 学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

##### <2003年度に設定した目標>

1. GPA制度の導入について検討すること
2. GPA制度における成績評価の基準を設定すること
3. GPA制度における成績上位者を顕彰する制度を検討すること

#### (現状の説明)

##### 1. 教育効果の測定

法学部では、教育効果を成績評価と授業評価によって測定している。成績評価を絶対評価とするか相対評価とするかは統一されていないが、全学的な方針にしたがい、GPA制度の導入を検討している。法学部において、成績評価は、学生に対する評価にとどまらず、自己に対する評価でもあるという認識が共有されており、教育効果や目標達成度の測定方法として機能している。また、授業評価の実施および方法は、各教員の判断に委ねられており、多くの教員が、総合教育研究室による全学的な授業評価に参加するか、WEB上での授業評価を利用している。独自の調査票を用意して授業評価を行う教員もいる。授業評価の結果は、各教員が、教育効果を測定し、指導方法を改善するために活用している。

このように、法学部では、教育効果や目標達成度の測定については、その方法も含めて、各教員の自主的な判断と自己評価に委ねられている部分が多い。法学部の専任教員は、研究・教育の分野に応じて、政治・基礎法・公法・私法・外国語の各研究室に所属している。各研究室において教員間の認識に大きな隔たりはないが、合意の確立には至っていない。また、学部としての統一的な「教育効果を測定するシステム」を有しておらず、その有効性を検証する仕組みもない。しかし、GPA制度の導入に伴う教育効果の測定の在り方を検討しなければならないという認識は共有されており、今後の課題となっている。

卒業生の進路は就職・進学・その他に分類される。2003年度は、就職58%、進学11%、その他31%、2004年度は、就職61%、進学8%、その他31%であった。就職希望者の就職状況は良好である。

##### 2. 厳格な成績評価の仕組み

法学部では、2003年度の新カリキュラム実施とともに Semester制を導入し、履修科目登録の単位数の上限を次のように定めた。



第1学年度		第2学年度		第3学年度		第4学年度	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
22	22	24	24	30	30	34	34

この履修単位数の制限は、学習効果とセメスター制の活用（例えば、1セメスターを海外留学にあてる）の双方に配慮しており、適切に運用されている。また、2005年度に向けて、第4学年年度の履修単位数の上限を春学期30単位・秋学期30単位に低減して、計画的で着実な履修を促すための改正を行った。

成績評価は科目により、次のいずれかの方法で行われる。

- ① 定期試験（定期試験に代わるレポートを含む）の成績のみによる評価
- ② 定期試験（定期試験に代わるレポートを含む）および平常評価による評価
- ③ 平常評価のみによる評価

成績評価の基準は60点を合格点として、100点～90点が「秀」、89点～80点が「優」、79点～70点が「良」、69点～60点が「可」、59点以下が「不可」という5段階で評価される。

成績評価を絶対評価とするか相対評価とするかは担当教員の判断に任されており、学部として統一的な方針を持っていない。成績評価の厳格性は、「授業科目別成績統計表」によって維持される仕組みである。この統計表は専任教員のみならず兼任教員にも公開される。教員はこの統計表を参照することにより、担当科目の成績評価結果を学部全体の成績評価結果と対比することができる。

法学部では、教育理念や目標にそってカリキュラムを編成している。また、履修科目登録の上限を厳格に運用するとともに、成績評価についても教員が厳格さの度合いを確認できる仕組みを採用している。さらに、一定の科目について先修条件を定め、法学・政治学研究演習Ⅰの登録状況をチェックし、また留年率に関する資料を作成しているが、そのほかには、各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途を採り入れていない。

#### （点検・評価の結果）

全学的な方針にしたがい、2005年度にGPA制度を導入した。それに伴い、成績評価の基準として、合格者の平均点を70点～75点とすることが確認された。また、上位30%の成績上位者を顕彰する制度を設けた。GPA制度の運用により、厳格な成績評価の仕組みがさらに整備されることが期待される。

教育効果や目標達成度の測定について、教員間の合意は確立に至っていない。また、学部としての統一的な「教育効果を測定するシステム」を有しておらず、その有効性を検証する仕組みもない。GPA制度の導入に伴う教育効果や目標達成度の測定の在り方が引き続き検討課題である。

2005年度から履修科目登録の上限を一部修正し、第4学年度：春学期30単位・秋学期30単位とした。これにより、学生は、各学年度において取得すべき単位を積み残さないように、勉学に取り組む必要性が増加した。履修単位数の上限は引き続き、学習効果とセメスター制の活用に配慮しており、適切に運用されている。

(改善の具体的方策)

GPA制度の導入に伴う教育効果や目標達成度の測定の在り方について検討し、教員間の合意をはかる。

#### 4.1.4.5 教育の質の向上

##### 【評価項目 6-5-1】 教育改善への組織的な取り組み

- (必須要素) 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性
- (必須要素) シラバスの作成と活用状況
- (必須要素) 学生による授業評価の活用状況
- (必須要素) FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性
- (選択要素) FDの継続的实施を図る方途の適切性
- (選択要素) 学生満足度調査の導入状況
- (選択要素) 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況
- (選択要素) 高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況
- (選択要素) 教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

##### <2003年度に設定した目標>

演習科目（法学・政治学基礎演習、人文演習、法学教養演習、法学・政治学研究演習など）の内容や方法について、教員相互間で経験を共有し、意見を交換し、可能な範囲において標準化していくための仕組みをつくること

(現状の説明)

法学部では、全学的な方針にしたがい、学生の学修の活性化をはかるためにGPA制度の導入に向けて検討を進めている。また、複数分野専攻制度（MDS）やジョイント・ディグリー制度への挑戦、英語・フランス語中期留学、国連ボランティア科目、外国語インテンシブ・プログラムへの参加など、積極的な学修に取り組む学生を増加させることを目指している。他方、教員の指導方法の改善を促進するための措置は組織的には採られておらず、全学的なFD活動に参加するなど、指導方法の改善は各教員の努力に委ねられているのが現状である。

また、全学的な方針にしたがい、すべての教員が担当科目のシラバスを作成して、WEB上で学生に公開している。学生は、科目の履修選択にあたり、講義内容を掲載する大学要覧とともに、シラバスを参照することにより、講義内容・予定・授業形態・評価方法などを知ることができる。他方、授業評価の実施および方法は、各教員の判断に委ねられており、多くの教員が、総合教育研究室による全学的な授業評価に参加するか、WEB上での授業評価を利用している。また、独自の調査票を用意して授業評価を行う教員もいる。授業評価の結果は、各教員が指導方法の改善などのために活用している。

法学部では、FD活動に対する組織的な取り組みが遅れている。法学部の授業形態は講義形式と演習形式に大別されるが、演習科目の内容や方法について、教員相互間で経験を共有し、意見を交換し、可能な範囲において標準化していくための仕組みをつくることが課題であると認識されてきた。しかしながら、2003年度に実施された新カリキュラムの

準備作業に時間を割かれ、演習科目におけるFD活動は実施に至っていない。

#### (点検・評価の結果)

学生の学修の活性化については、2005年度よりGPA制度を導入し、法学部としての顕彰制度を定めた。他方、教員の指導方法の改善は依然として各教員に委ねられており、FD活動とともに、組織的な取り組みが課題のまま残されている。シラバスの作成と活用状況は良好である。2005年度から履修登録の方法がWEBに変更されたことにより、WEB上で公開されているシラバスの活用が促進された。また、2005年度より、全学的な方針にしたがい、全開講科目について授業評価が行われ、その結果が公表されることになった。教員が授業評価についてコメントすることも制度化され、授業改善のために活用される度合いが高まるものと期待される。FD活動に対する組織的な取り組みについては進展が見られていない。

#### (改善の具体的方策)

教員の指導方法の改善やFD活動に対する学部としての組織的な取り組みを検討する。演習科目の内容や方法について、教員相互間で経験を共有し、意見を交換し、可能な範囲において標準化していくための仕組みをつくる。

### 4.1.4.6 課程修了の認定

#### 【評価項目 6-6-2】 課程修了の認定（大学3年卒業の特例）

（選択要素）3年卒業制度措置の運用の適切性

##### <2003年度に設定した目標>

1. 早期卒業制度の厳格な運用を堅持すること
2. 本学法科大学院および本学大学院法学研究科への進学を目指す学生が早期卒業制度を利用するように奨励していくこと
3. ジョイント・ディグリー制度に挑戦する学生が早期卒業制度を利用するように奨励していくこと

#### (現状の説明)

法学部では、所定の単位を優秀な成績をもって修得した学生に対して、早期に大学院教育を受けること、または本学独自のジョイント・ディグリー制度を利用して最短4年間で2つの学士学位を取得することが可能になるように、在学期間3年での早期卒業制度を設けている。

早期卒業が認められるのは、以下の要件をすべて満たす場合である。

- ① 法学部に3年以上在学し（休学期間を除く）、卒業に必要な単位をすべて修得すること
- ② 卒業に必要な単位に含むことのできる科目の平均点が80点以上であること

- ③本学大学院法学研究科の前期課程一般入学試験、または本学法科大学院（ロースクール）の入学試験、もしくはジョイント・ディグリー制度による本学他学部の4年次編入試験に合格すること。

（点検・評価の結果）

早期卒業制度の適切かつ厳格な運用を堅持している。しかし、学生に対する周知・奨励が十分ではなく、法学部において2004年度までに早期卒業制度により卒業を認められた学生の累計は3名に留まっている。学生がこの制度を活用できるように、きめ細かな情報発信を行い、浸透度を高める必要がある。早期卒業制度の利用を奨励する方策として、2005年度より、早期卒業の要件に、本学専門職大学院経営戦略研究科（ビジネススクール、アカウンティングスクール）入学試験の合格を加えた。

（改善の具体的方策）

入学時における制度説明や履修心得への記載など、学生がこの制度を活用できるように情報の発信を行う。また、教務主任が窓口になって学生の相談に応じる体制をつくる。

#### 4.1.5 国際交流

##### 【評価項目 7-0-1】 国際交流（国内外における教育研究交流）

- （必須要素）国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- （必須要素）国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- （選択要素）外国人教員の受け入れ体制の整備状況、運用の適切性
- （選択要素）教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

##### <2003年度に設定した目標>

1. 海外協定校との相互協力を通じた、異文化理解促進のための人的ネットワーク作り
2. 外国人教員の受け入れの推進、及びそのための体制の整備と本学教員の派遣の推進

##### （現状の説明）

1977年以来、国際交流の必要性の認識の下に全学的に策定された国際交流推進のための基本方針に則り、法学部においても、学生および教員の研究教育交流を推進している。

学生については、国際的センスを有する法曹人養成はもとより、国際的ビジネスの分野や国際機関において法学・政治学的素養を基礎に活躍できる人材、あるいは国内においてもグローバルな視野をもって企業法務や公共政策の策定等に携わる人材の育成を目指している。そのために、コミュニケーションの手段として実用的な語学力を身につけさせること、また在学中から文化的多様性への感性を高め、異文化に対する理解力と自文化を相対化する能力を養うため、全学の交換学生プログラム等への参加を奨励している。

また、本学学生に対して国際理解教育プログラムとして実施している夏季外国語研修プログラム、および海外の協定校において集中した外国語教育を受けることができる中期留学制度についても、法学部所属言語教育担当教員等の協力を得て、毎年実施している。

外国人留学生および交換学生の受け入れについては、主として中国および韓国からの学生を受け入れている。外国人学生の受け入れは、日本人学生の国際理解を促進すると共に、将来においてアジアにおける法制度・政治制度の整備に直接的または間接的に貢献することが期待されている。

学生の国際交流の概要およびその参加者数は次のとおりである。交換留学生については受け入れおよび派遣共に大きな変化は見られないが、外国人留学生の受け入れについては、近年大幅な増加がみられている。

学生交流	外国人学生の受け入れ		日本人学生の派遣	
	交換学生*	外国人留学生	交換学生	英語中期留学
1999年度	3			1
2000年度	1			3
2001年度	2	4	1	3
2002年度	1	8	2	8
2003年度	2	10	2	2
2004年度	3	14	2	2

\*大学院留学生を含む。当該年度における新規の受入数のみ記載している。

他方で教員については、全学の教員交流支援制度を活用し、客員教員および客員研究員の受け入れを行ってきた。法学部では、客員教員および客員研究員に対して法学部棟の中に研究室を提供し、専任教員との日常的交流が行われる中での研究環境を保障している。また、客員教員の受け入れを通じた学問研究の活性化のために、本学教員および大学院生等も参加する特別研究会を開催している。

教員受入	客員教員の受入状況		客員教員による研究会報告		
	客員教員	客員研究員	客員教員	客員研究員	招待者他*
1999年度	2	2	2	1	
2000年度	3	1	2	1	2
2001年度	3	1	3		5
2002年度	3		2		3
2003年度	1				3
2004年度	3	1	2	1	

\*「招待者等」とは客員教員・客員研究員以外の者によるもので、名誉学位記記念講演会における講演を含む。

教員の海外派遣の状況は次のとおりであり、年度により変動はあるが、短期の海外出張者を中心に国際交流を推進している。延べ人数では、各年度において、ほぼ教員全員の半数が海外留学または海外出張を行っていることになる。

教員派遣		短期派遣					長期派遣				
		KG1*	KG2*	KG3*	KG4*	計	KG1*	KG2*	KG3*	KG4*	計
2002年度	新規		2	3	20	25					
	継続		1			1		1			1
2003年度	新規				16	16		1			1
	継続		1			1					
2004年度	新規			3	24	27					
	継続										

\*KG1=協定に基づく派遣；KG2=ランバス留学生、学院留学生、補助留学生、学院外留学生；KG3=国際共同研究交通費補助申請者、国際学会・会議報告者等助成金申請者；KG4=海外出張者（海外出張計画書提出者）

なお、大学全体の国際交流協定にもとづき、法学部においても各国の諸大学との教育・研究上の交流を行ってきたが、とりわけ法学部では、吉林大学法学院・行政学院を中心とした中国の各大学、およびカナダの各大学との交流を密にすすめ、客員教員、客員研究員の受け入れや派遣などに積極的に取り組んでいる。

#### （点検・評価の結果）

全学の国際交流の活性化という目標に沿って、法学部も学生および教員の国際交流の拡大を目指しており、その目的は着実に達成されている。ただし、学生交流および教員交流の成果を長期に亘って法学部の研究教育の高度化に活かしていくために、事後的なフォローアップ体制をどのように整えるかということが課題である。更に、法学部が独自に、その専門領域での特性を活かした国際交流を実施するために、法学部主体の国際交流の方途を探ることも今後の課題である。

(改善の具体的方策)

学生交流および教員交流のフォローアップについては、長期的視点に立ち、国際交流の状況を整理し、データベース化して保存することによって、個々の国際交流を一過性のものとしないう工夫する必要がある。その一環として、客員教員および客員研究員については、事後的な情報交換およびコミュニケーションの継続化を図るための方策について検討が必要である。

#### 4.1.6 教員組織

##### <2003年度に設定した目標>

1. 2004年度に予定されている法科大学院（ロースクール）開設に伴う教員移籍から生じると見込まれる欠員の補充を迅速に行うこと。特に、法科大学院への教員移籍に伴い専任教員担当率の低下が危惧される司法コースおよびビジネス法務コースのコース専門科目の専任担当率の回復を図り、法学部教育の充実に努めること。
2. 教員採用にあたっては、年齢構成および女性教員比率に配慮すること。
3. 教員採用にあたっては、法曹界、地方自治体、ジャーナリズム、国際機関など実社会での実務経験をもった人材を対象に可能な限り広く公募し、教育目的に見合った教員の確保に努めること。
4. 履修コース別に設定される予定の特別演習においては、法曹界、地方自治体、ジャーナリズム、国際機関などに所属する実務家を招き、コース別教育の充実に努めること。
5. 英語契約教員の導入の検討をすすめ、英語教育の一層の充実に努めること。
6. 実習実験指導補佐および教学補佐の業務の見直しを進め、ティーチング・アシスタントとして活用する方途の検討を行うこと。
7. 兵庫県弁護士会との学術交流協定に基づく学術交流のいっそうの発展をはかること。

##### 【評価項目 11-0-1】 教員組織

- (必須要素) 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- (必須要素) 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- (必須要素) 教員組織における専任、兼任の比率の適切性
- (必須要素) 教員組織の年齢構成の適切性
- (必須要素) 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性
- (選択要素) 教員組織における社会人の受け入れ状況
- (選択要素) 教員組織における外国人研究者の受け入れ状況
- (選択要素) 教員組織における女性教員の占める割合

##### (現状の説明)

キリスト教主義を基礎とする「ソーシャル・アプローチ」という法学部の理念を達成するため、2004年9月末現在、宗教主事1名、外国語担当専任教員（宣教師を含む）10名（宣教師1名、英語4名、ドイツ語2名、フランス語2名、中国語1名）、基礎法担当専任教員5名（欠員1名）、私法担当専任教員8名（欠員4名）、公法担当専任教員6名（欠員2名）、政治学担当専任教員11名が、外国語研究室（宗教主事・宣教師を含む）、基礎法研究室、私法研究室、公法研究室、政治学研究室の5つの研究室に分かれて在籍している。

また、2005年度の法学部専任教員は、法律学科22名（基礎法担当6名、私法担当9名、公法担当7名）、政治学科11名、教養教育等担当9名（宗教主事1名、英語担当3名、ドイツ語担当2名、フランス語担当2名、中国語担当1名）、宣教師1名の43名である。5名の欠員（基礎法担当0名、私法担当3名、公法担当1名、言語教育担当1名）があるが、各学科とも大学設置基準で定める必要教員数を上回る専任教員を擁しており、法学部全体の専任



教員 1 人当たりの在籍学生数は65.1名である。(大学基礎データ表19 参照)

専門教育科目の専任担当率についてみると、法律学科で76.8%、政治学科で74.5%である。科目の分類別にみても、必修科目では法律学科・政治学科共に100%、選択必修科目でも法律学科で80.0%、政治学科で86.1%と高い専任担当率となっているが、選択科目については、法律学科で40.0%、政治学科では10.0%と低くなっている。但し、政治学科の選択科目が専門教育の中で占める比率は12.7%であり、その比重は高くはない。

専任担当率が特に選択科目で低くなっているのは、今日の法学教育上の専門分化という事情に対応して、多様な専門科目を学生に提供するため、結果として専任教員担当率が低下せざるを得ないという事情がある。基礎的科目は専任教員が受け持ち、展開科目および最先端科目の教育は兼任教員に委ねることによって、全体として効率的かつ高度な専門教育を実現していると言える。

教員組織の年齢構成は、66～70歳が1名、61～65歳が2名、56～60歳が9名、51～55歳が6名、46～50歳が9名、41～45歳が5名、36～40歳が8名、31～35歳が3名であり、大学の内外で精力的に活躍している中堅層が厚く、また全体としてのバランスもとれている。女性教員の比率は、14.0% (6名) であり、この数年の間に急速に増加してきている。

法学部においては、専任教員の属する各研究室とカリキュラム上のコースとは一対一対応しておらず、研究上の組織と教育上の組織とは部分的に分離されている。そのため、教育課程を編成する上で必要となる教員間の連絡調整は、日常的には研究室ごとに行われているが、研究室横断的に検討すべき教育課題に対応して、コースごとにコース代表を選任し、必要に応じてコース担当者会議を開催している。また、教育システム全体の整合性を図るため、常設の委員会として、研究室代表により構成されるカリキュラム委員会と、これにコース代表を加えた拡大カリキュラム委員会とが併設されており、両委員会の分業と協業によって、日常的な教務事項の処理と長期的な視点からのカリキュラムの編成とが行われている。

法曹界、企業法務、ジャーナリズム、国際機関などで活躍する実務家を専任教員として採用することは、教員募集時の公募等においてその旨を公表してきたが、現時点では実現していない。過去において元裁判官を採用したことが一件あったが、退職により、現在は実務家教員が在籍していない状態になっている。とはいえ、各コースに開講される特別演習をはじめいくつかの授業科目においては、法律実務家やジャーナリスト、NGO職員などを非常勤講師として迎えており、またゲストスピーカー制度を利用して、各方面から講師を招いて授業を行うという取り組みも積極的に行っている。

なお、英語教育の充実をはかるため、任期制を用いて採用されるネイティブの英語契約教員の導入も検討しているが、実現には至っていない。

#### (点検・評価の結果)

2005年度は5名の専任教員が欠員であるため、専任教員 1 人当たりの在籍学生数は65.1名と数値が高くなっている。しかし、学部配置されていない研究所等の専任教員(助手を含む)は、本学ではほとんどが教養教育等を担当していることから、これら16名の専任教員を収容定員で按分すると2名の専任教員を追加することになり、これに基づいて計算

すると62.2名となる。また、特任教員として外数でカウントしている17名の教員のほとんどは、全学開講の言語教育担当のネイティブ教員であり、これら特任教員を収容定員で按分した数をさらに加えて計算すると、58.3名となる。

2005年4月に3名の新任教員を採用し、教員構成のバランスは改善されつつある。さらに、現在もなお欠員補充の採用人事に精力的に取り組んでおり、この問題は急速に改善される見込みである。

その他についても、目標の達成に向けておおむね進行していると評価できる。

#### (改善の具体的方策)

教員組織の改善のためには、学部長室委員会、人事諮問委員会、将来構想検討委員会などを中心に、時代の変化や受益者の要請を考慮に入れつつ、慎重に検討を続ける必要がある。なお、実務家教員の採用や兵庫弁護士会との連携強化についても、法学部カリキュラムにおける必要性を見極めながら、コース横断的に、優先順位をつけて実施することができるような手続の整備が必要である。具体的な目標は以下の通り。

1. 欠員補充の採用人事に精力的に取り組む。
2. 実務家教員の採用や、兵庫県弁護士会との組織的連携について、適切な人材の確保という観点から、今後とも努力する。

#### 【評価項目 11-0-2】 教育研究支援職員

(必須要素) 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

(必須要素) 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

(選択要素) ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

#### (現状の説明)

法学部には教育研究支援職員として、実験実習指導補佐と教学補佐が置かれている。

実験実習指導補佐(3名)は、法学部資料室と法学部教材開発室(マルチメディア教室の運営も含む)に配置されており、日常的な図書・資料の管理、情報処理機器の管理と利用支援、マルチメディア教室を利用した教育の支援などを行っている。

教学補佐には法学研究科の大学院学生が採用され、定期試験の監督や図書・資料の管理、学生読書室の運営などにあたっている。教学補佐は、個々の授業科目の教育支援にあたるティーチング・アシスタントとしての役割は担っていないが、教学補佐の業務内容の見直しにあたって、ティーチング・アシスタントとして役割を果たすことを期待する意見も教員の間から提起されており、今後の検討課題とされている。

#### (点検・評価の結果)

教育研究支援職員である実験実習指導補佐および教学補佐は、その教育研究支援の役割をおおむね果たしているが、益々高度化する情報教育等の支援や情報機器の管理等のために、今後、教育研究の支援体制の強化についての検討が必要である。教育支援にあたるティーチング・アシスタント制度についても、その早期の導入が望ましい。

(改善の具体的方策)

ティーチング・アシスタント制度の導入と、大学院学生のティーチング・アシスタントとしての雇用については、その実施に向けての教員および学生のニーズの把握を行う必要がある。

**【評価項目 11-0-3】 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続**

- (必須要素) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
- (必須要素) 教員選考基準と手続の明確化
- (必須要素) 教員選考基準における公募制の導入状況とその運用の適切性
- (選択要素) 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

(現状の説明)

教員の採用・昇格などは、関西学院大学の「教員選考基準」及び「教授・助教授・専任講師・助手任用に関する規程」に基づいて厳正な基準と手続のもとで行われている。

とりわけ採用人事にあたっては、それ以前の研究室を中心とした採用候補者選考のあり方を改め、「人事の進め方ルール」(2002年7月教授会決定)という新たなルールに従って採用候補者選考の手続が行なわれている。このルールの下では、退職等で欠員が生じた場合、教授会において、人事諮問委員会を設置し、採用する教員の専攻領域(担当科目等)を協議し、教授会に答申する。教授会はこの答申を受けて、人事選考委員会委員を選任し、この委員会が公募等の手続をすすめ、候補者を教授会に推薦することになっている。

この新しいルールの導入により、採用候補者選考にあたって、学内外に広く候補者を公募することが慣例となりつつあり、それ以前の研究室を中心とした候補者選考のあり方から大きく変化してきている。

近年の教員募集における公募制の採用状況は、2002年度教員採用件数2件における公募件数は1件であり、2003年度では4件中0件、2004年度では6件中1件、2005年度では4件中1件となっている。

(点検・評価の結果)

教員人事については、以前より明確な人事基準に基づいて行われていたが、更に人事諮問委員会の設置を通じて、新しい教育需要に応じた教員採用の柔軟化が可能となっており、公募制の定着と相まって、教員人事の流動化と透明化が進んでいる。

(改善の具体的方策)

公募制による教員募集の一層の適正化を図るために、各研究室の行う公募基準の統一化の可能性について検討する。

**【評価項目 11-0-4】 教育研究活動の評価**

- (必須要素) 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- (必須要素) 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

#### (現状の説明)

教員の研究業績報告書は、関西学院大学研究業績データベースとして、インターネット上に公開され、日常的に更新できるようになっている。教育活動の評価は、学生による授業評価のシステムが関西学院大学・教学Webサービス上に置かれている。また、希望者は本学総合教育研究室の行う学生による授業評価を受けることができる。

教員の採用と昇格の人事に用いられる履歴書・個人調書には、研究業績とならんで、教育実績を記載することとなっており、教員採用および昇格の審査項目となっている。

#### (点検・評価の結果)

全学的なシステムの下で教員の教育研究活動が公表・相互評価されており、また教員の個別的な努力によっても、授業評価が行われている。全般的にみて、教育研究活動に対する評価は適切であり、また教員選考基準においてもこれは適切に評価されている。

なお、法学・政治学関係の教育研究評価は、研究業績における査読性の導入状況など、他の人文科学系あるいは自然科学系の教育研究評価と一律には論じられないところが少なくないため、法学部における独自性に配慮した教育研究評価基準の策定が必要である。

#### (改善の具体的方策)

全学的な学生による授業評価を本格的に実施する新しい方針が、教務委員会とそのFD部会で検討されており、法学部もその方針に基づき、学生による授業評価の本格的な実施に向かうこととなっている。その結果を踏まえて、きめ細かい評価の方法を確立することが必要である。

#### 4.1.7 施設・設備

##### <2003年度に設定した目標>

施設設備に関する目標については、学部で設定することができる範囲は限られており、全学の「キャンパス総合開発検討委員会」において策定されているキャンパスのランドデザインを基礎に、今後大学と協議して計画を実施していくことになる。

法学部として実現を図るべき目標に限れば、次のような項目がある。

1. 大教室における音響改善のための施設の改修
2. 情報機器を用いた教育および研究実施のための情報機器の増設および更新
3. 学生の自主的活動を推進するための講義棟への備品の設置
4. 法学部研究棟のセキュリティの改善
5. 法学部資料室の図書・雑誌の収納方法およびレイアウトの改善
6. 障がいのある学生への施設整備の改善

##### 【評価項目 13-0-1】 施設・設備等の整備（情報インフラを含む）

- （必須要素）大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- （必須要素）教育の用に供する情報処理機器などの整備状況
- （選択要素）社会へ開放される施設・設備の整備状況
- （選択要素）記念施設・保存建物の保存・活用の状況
- （KG1）校地・校舎面積の状況
- （KG2）資産・備品の管理状況
- （KG3）教室の整備・運用状況
- （KG4）視聴覚機器の整備・運用状況
- （KG5）情報処理機器等の整備・運用状況
- （KG6）研究室の整備状況（個人研究室、共同研究室等）
- （KG7）研究所の整備・運用状況
- （KG8）課外活動施設の整備・運用状況
- （KG9）厚生施設の整備・運用状況
- （KG10）体育施設の整備・運用状況
- （KG11）学外施設の整備・運用状況（千刈、立山、戸隠等）
- （KG12）ネットワークシステムの整備状況

##### （現状の説明）

通常法学部の講義および演習を実施するにあたっては、特に大きな施設上の支障はないが、ただ法学部の授業が行われる大教室の中には、音響効果が悪く、受講している学生に教員のマイクの声がクリアに聞こえないところがある。

情報機器の導入については、2004年度の機種更新によりかなりの改善がみられており、教室の割り当てにおける工夫により、教育効果を上げることが可能となっている。ただし、情報機器とそれを利用した教育用ソフトウェアは年々高度化されているため、これに対応して、常に情報機器のハードを更新するためのシステムの必要性を感じている。

教員の教育研究についても、新任教員に対するPCの優先的購入の制度化など、情報教育研究に対応したハードウェアの整備を行ってきたが、学部内の情報流通のためのネットワークの形成や、情報流通におけるペーパーレス化およびセキュリティの確保など、なお検討されるべき課題が残されている。

また、学生が演習その他の自主的活動の準備をするための施設が不足しており、講義棟

内の施設の充実が必要である。

法学部研究棟については、夜間や休日の出入りについて、現行のような合鍵利用の適切さについて問題が提起されており、電子錠の使用についての検討要望が寄せられている。

また、学生および教員が日常的に利用している法学部資料室については、狭隘化がすすみ、使い勝手に問題があるだけでなく、図書・雑誌の保管という観点からも問題が生じている。資料室の施設配置について、再検討を行う必要性がある。

#### (点検・評価の結果)

法学部の教育研究上の施設整備は長期に亘って行われてきたものであり、なお問題は残っていると看做しても、基本的な条件は整っている。ただし、経年と共に不都合が生じている諸機器（マイクシステムなど）もあり、常に教育研究環境を整備し続ける必要性がある。また、情報機器のように、一時的資金投入よりも継続的な機器更新が必要な施設については、利用ニーズを見極めた上での、無駄のない継続的な施設整備が必要である。

#### (改善の具体的方策)

法学部に関わる施設の状況を常にチェックし、その改修ないし更新の優先順位を検討し、これを改善提案として具体化していくような、法学部内のシステムを作り上げるための検討を行う必要がある。法学教育、政治学教育、言語教育でそれぞれ異なる教育研究上のニーズがあることからして、研究室横断的な意見集約の行われる効率的なシステムを考案することが求められる。

#### 【評価項目 13-0-6】 キャンパス・アメニティ等

- (必須要素) キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- (必須要素) 「学生のための生活の場」の整備状況
- (必須要素) 大学周辺「環境」への配慮の状況

#### 【評価項目 13-0-7】 利用上の配慮

- (必須要素) 施設・設備面における障害者への配慮の状況
- (選択要素) 各施設の利用時間に対する配慮の状況
- (選択要素) キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

#### (現状の説明)

大学および法学部としては、障がい者が健常者と比べて大きな負担を負わない環境の下で勉学が行われるように、物理的条件の整備を行っている。また、講義棟のエレベーターについて障がい者の優先使用を呼びかけるなど、既存の施設使用についての配慮も行ってきている。ただし、多様な障がい者のニーズにどこまで応えることができているのかについては常に検証が必要であり、現状は障がい者の入学に併せて、入学者と相談しながら、大学に対する予算的措置の申請を含めて、学部としてできるだけだけの対策を取っているというのが実情である。

なお、障がい者への対応は、学生主任および副主任を中心に行うことになっており、障がいをもつ学生および保護者とのコンタクトについても両者ができるだけ行うようにしている。現状では学生とのコミュニケーション障害等は発生していないと考える。

#### (点検・評価の結果)

キャンパス内での生活および授業受講に際しての物理的なバリアフリー化は、実用的水準で確保されていると思われる。ただし、車いすで狭い通路や講義棟の中を移動する際の精神的ストレスや、家族の迎えを待つときの障がい者のプライバシーの保障など、今後更に、きめ細やかな配慮を積み重ねていく必要があると考える。

#### (改善の具体的方策)

難聴者や車いす学生など、多様な障がい者の勉学環境を保障するため、予め教室の机の配置や通路の設定などについて、多様な障がい者の入学を配慮して設計しておくことが将来的には望ましいであろうが、現実的にみれば、障がい者の入学時にできるだけ本人および家族の希望を聞き、これを具体的な対策に活かすために、障がい者問題の専門家の意見を聴取することのできるような制度を導入することの可能性について検討がなされる必要がある。

#### 【評価項目 13-0-8】 組織・管理体制

(必須要素) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(必須要素) 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

#### (現状の説明)

法学部の施設・設備は、法学部長の責任において維持・管理されているが、学部長室委員会の構成員(7名)が学部長を補佐しており、重要事項については、学部長室委員会での審議を経て、教授会での承認を得て決定している。法学部では、施設委員会のような施設・設備の管理委員会を設置してはいないが、これは施設・設備の維持・管理が学部運営にかかる重要事項であることに鑑み、学部長が直接的に責任を持つという体制を維持しているという理由による。

法学部の施設・設備の衛生・安全についても同様であり、学部長が責任者として、学部長室委員と協議の上で決定している。

#### (点検・評価の結果)

法学部の施設・設備の維持管理および衛生安全に関する決定は、法学部長と学部長室委員会委員の共同決定として行われており、責任のある管理体制であると評価できる。そのような決定の妥当性を高めるために、大学内の諸機関はもとより、大学の枠を超えて、更にどのような外部機関の意見を求めることができるようにするかということは、全学的な検討課題である。

#### (改善の具体的方策)

法学部としては、施設の維持管理および衛生安全に関する情報や意見をなるべく多く入手し、事前の対応策を考えておくことであり、そのためには学生・教職員の意見を聞くための手続を整備していくことが重要である。

## 4.2 法学研究科

### 4.2.1 理念・目的・教育目標

#### 【評価項目 0-0-1】 理念・目的等

(必須要素) 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

(必須要素) 大学院研究科の理念・目的・教育目標とその達成状況

#### <2003年度に設定した目標>

「ソーシャル・アプローチ」の理念に基づいて、法学政治学の研究を中心とした高度な学問研究を行い、かつ法学部の理念に基づき教育された専門性をもつ有為な人材を輩出すること。さらに、それらを通じて、本学建学の精神にのっとり“Mastery for Service (奉仕のための練達)”を実践すること。

#### (現状の説明)

「ソーシャル・アプローチ」とは、H.F.ウッズウォース初代法文学部長の言葉である。その内容を、次の三点に要約することができる。

第一に、日本における法学教育が官僚養成という目的を帯びていたことに対して、民間の自由な精神に基づく教育・研究を目指すこと。

第二に、資格試験の準備教育や狭い意味での法解釈学に止まらず、広く深い社会的視野と教養を重視した教育・研究であること。

第三に、建学の精神にのっとり、社会への貢献、社会的弱者に目を向けさせる視点を重視した教育・研究であること。

すなわち、民間における自由の精神、広く深い社会的視野と教養、社会貢献(奉仕)の精神という三つである。

したがって、この理念に基づいて、法学政治学の研究を中心とした高度な学問研究を行い、かつ法学部の理念に基づき教育された専門性をもつ有為な人材を輩出し、それらを通じて、本学建学の精神にのっとり“Mastery for Service (奉仕のための練達)”を実践することが、法学研究科の目的である。

この目的に沿って、前期課程エキスパートコースにおいては、「ソーシャル・アプローチ」および“Mastery for Service (奉仕のための練達)”の精神を身につけた高度専門職業人養成を、前期課程アカデミックコースおよび後期課程においては、それら精神を身につけた法学政治学研究者養成を、教育目標として挙げている。

ちなみに、新制大学発足以来の修士学位授与者は累積で357名、博士学位授与者は22名を数える。

また、2004年度からのロースクール制度発足に伴い、同制度発足後の法学研究科のあり方が全国的に問われる中で、上記の教育目標をいかに達成するかが本研究科においても大きな問題となる。そこで本研究科においては、実務能力のみにとどまらない、リーガルマインドを有した人材を養成するべく、教育方法についての検討を行ない、2004年度から博士課程前期課程を改組して1専攻制とし、以下のような具体的な教育目的を掲げた4プ



プログラム制を導入した。

(1) 法律実務プログラム

司法書士、税理士、企業法務担当者等の養成

(2) 公共政策プログラム

国家・地方公務員、議員、NGO・NPO職員等の養成

(3) 国際関係プログラム

国際公務員、国際的ジャーナリスト、大学・地方公共団体などの国際交流要員等の養成

(4) 自由研究プログラム

ジャーナリスト、各種シンクタンク研究員、中学・高校教員等の養成

これらの新制度のもとで、2004年度以降の前期課程入学者は、志望に沿って上記各プログラムに分かれ、指導教員の指導の下、各自の研究を行なっている。

(点検・評価の結果)

博士課程前期課程の改組については、予定通り実施された。改組後、前期課程に入学した学生は、ひとつのプログラムに偏ることなく、各自の志望、研究内容に沿ってプログラムを選択しており、上記新制度の導入は、まずは良好に進んでいると評価し得る。

(改善の具体的方策)

2006年度からは、ロースクール修了者で博士課程後期課程に進学する者がでてくるため、これらの入学者をいかに受け入れ、どのように教育していくかが課題となる。大学院問題検討委員会、研究科委員会を中心に、検討していく必要がある。

## 4.2.2 学生の受け入れ .....

### 【評価項目 5-0-1】 入学者受け入れ方針等（門戸開放）

（必須要素）他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

### 【評価項目 5-0-2】 学生募集方法、入学者選抜方法

（必須要素）大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

### 【評価項目 5-0-3】 入学者選抜の仕組み（学内推薦制度）

（必須要素）成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

### 【評価項目 5-0-4】 入学者選抜方法の検証

（必須要素）各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

（選択要素）入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

### 【評価項目 5-0-6】 「飛び入学」

（必須要素）「飛び入学」制度の運用の適切性

### 【評価項目 5-0-8】 社会人学生の受け入れ

### 【評価項目 5-0-9】 科目等履修生、聴講生等

（選択要素）科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

### 【評価項目 5-0-10】 外国人留学生の受け入れ

（選択要素）外国人留学生の受け入れ状況

（選択要素）留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

### 【評価項目 5-0-11】 定員管理

（必須要素）収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

#### <2003年度に設定した目標>

1. 他大学・大学院の学生に対する十分な「門戸開放」
2. 学生募集方法、入学者選抜方法の質的向上
3. 各種入学者選抜方法の検証
4. 「飛び入学」の制度の活性化
5. 社会人学生の積極的な受け入れ
6. 収容定員に対する在籍学生数の比率の向上と学生確保のための措置の工夫

#### （現状の説明）

##### 1. 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」

一般入試、社会人入試、外国人留学生入試を実施しており、これらに合格したものはすべて正規学生として扱われる。

##### 2. 学生募集方法、入学者選抜方法

前期課程の一般入試、特別入学制度、外国人特別入学制度については、研究者の養成を目的とする「アカデミックコース」、高度職業人の養成を目的とする「エキスパートコース」の両方の募集を行い、社会人入試はエキスパートコースのみの募集を行っている。なお、前期課程の一般入試では、エキスパートコースの場合、試験科目数を絞り、論文のみで受験することもできる。また、TOEFLで一定のスコアを取得した者には外国語試験免除の制度を設けている。

各種入学者選抜方法のうち、一種の学内推薦制度と言えるのが「特別入学制度」である。その出願資格は、本学法学部在籍学生で、2005年3月に卒業見込みであり、次のいずれかの条件を満たし、研究演習担当者の推薦があるものとなっている。

(1) 2004年度春学期までに、卒業に必要な単位に算入できる科目を120単位以上修得し、その平均点が80点以上であること。

(2) 2003年度または2004年度の司法試験第二次試験（短答式試験）に合格していること。

以上の条件を満たす者は、口述試験に合格することのみで入学が許可されることになっている。

### 3. 各種入学者選抜方法の検証

各年の入試問題を検証する仕組みは、研究科委員会や関連する委員会等にて議論されることはあるものの、恒常的なものとしては設けられていない。出題が完全に出题者の裁量にゆだねられている現状には、事前・事後のチェックが働かないという点で問題がある。

### 4. 「飛び入学」

本学法学部3年生終了時に「早期卒業」の要件を満たし、法学研究科に進学することが前提条件となる。早期卒業の要件に「法学研究科の前期課程一般入学試験に合格すること」が含まれているので、この点で早期卒業の要件を満たしている者はそのまま法学研究科に進学することができるということになる。しかし、2005年度までの飛び入学による入学者の累計は1名のみである。

### 5. 社会人学生の受け入れ

社会人入試を行うことにより、積極的に受け入れを図っている。

### 6. 収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置

法学研究科の入学定員は、博士課程前期課程が45名、同後期課程が6名で、2005年度法学研究科入試の結果では、前期課程が志願者55名、合格者38名、入学者30名、後期課程については、志願者6名、合格者4名、入学者4名であった。収容定員に対する在籍学生数の比率は、博士課程前期課程が0.54、同後期課程が0.50となっている。

学生確保のためにとられた措置としては、次のようなものが挙げられる。一つには、ロースクール開設後であってもなお法学研究科が学生にとって独自の魅力をもちつづけることができるように、2004年度から前期課程は、「アカデミックコース」および「エキスパートコース」の2コース制をとっていること、二つ目として、「法律実務」・「公共政策」・「国際関係」・「自由研究」の4つのプログラムを提供していることである。

### (点検・評価の結果)

1. 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」は十分になされている。具体的には、2003年度から2005年度までの他大学・大学院からの入学者数は26名、当該期間の全入学者数（93名）に占める割合は28%である。

2. 学生募集方法、入学者選抜方法についても、多彩な方法で入学者を選抜しており、学生各人のもつさまざまな能力特性に幅広く着目した選抜システムとなっている。特別入

学制度もその一つであり、学生の学部時代の継続的な勉学とその結果として収められた高い水準の学業成績を評価の対象とするものであり、質の高い大学院学生を確保する有効な方法として機能している。

3. 各種入学者選抜方法の検証については、そうした検証が恒常的になされてはいないのが現状であり、不十分なものである。
4. 「飛び入学」の制度については、学生自身の進路に関する関心方向が多岐にわたるため、学部の早期卒業が即大学院への進学と結びつくわけではないことに留意するならば、その実績が大きなものとはなっていないことはある程度必然的なことである。
5. 社会人学生の受け入れについては、1999年度入試で初めて実施され、2005年度入試まで含めて累計15人の入学者を迎え入れており、適切なかたちで機能している。
6. 収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置については、収容定員の多い博士課程前期課程の現状がとくに課題となるが、2003年度から2005年度までの入学定員の充足の状況を見ると、順に入学者数（入学定員に対する比率）は34名（0.75）、19名（0.75）、30名（0.66）となっている。充足率をさらに高める必要がある。

#### （改善の具体的方策）

各種入学者選抜方法の検証については、そうした検証が恒常的なものとして導入されてはいないことをふまえて、各種入学者選抜方法を毎年厳しい目で見直す。

## 4.2.3 教育内容・方法

### 4.2.3.1 カリキュラムの編成

#### 【評価項目 6-1-1】 教育課程

- (必須要素) カリキュラムの編成方針と教育理念・目的との関係
- (必須要素) カリキュラムの体系性と教育理念・目的との関係
- (必須要素) 学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- (必須要素) 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- (必須要素) 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- (必須要素) 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性
- (選択要素) 創造的な教育プロジェクトの推進状況

#### 【評価項目 6-1-4】 単位互換/単位認定等

- (必須要素) 国内外の大学等との単位互換方法の適切性

#### 【評価項目 6-1-8】 生涯学習への対応

- (選択要素) 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

#### <2003年度に設定した目標>

1. ロースクール発足後における法学研究科の教育理念・目的に沿った新たなカリキュラム編成をすること。
2. 新たなカリキュラムのもとで発足させる公共政策プログラムを、経済学研究科との連携を強めながら、全学的な位置づけの下で充実させてゆくこと。その一環として、官公庁でのインターンシップを開設する準備を進めること。
3. ロースクール修了者の博士後期課程への進学ないし編入の動向を見極め、制度的対応をはかること。
4. 魅力ある個性的カリキュラムの開発に努め、学生定員の充足率を高めること。

#### (現状の説明)

##### 1. 教育課程

(1) 2004年度からのロースクール制度発足に伴い、法学研究科を取り巻く状況は大きく変わってきている。その状況の中で、法学研究科の理念である「ソーシャル・アプローチ」及び本学のスクールモットー“Mastery for Service（奉仕のための練達）”の精神を身につけた研究者、高度専門職業人の養成という教育目標を達成するためには、法学・政治学の高度な専門科目を幅広く学習・研究させることが肝要であり、多様な人材の育成に対応した柔軟なカリキュラム編成が必要である。このような観点に立ち、法学研究科は、2004年度から博士課程前期課程を以下のように改組した。

- ① まず、専攻を法学・政治学専攻の1専攻制とした。
- ② そして、研究者養成を目的とする「アカデミックコース」（Aコース）と、高度職業人養成を目的とする「エキスパートコース」（Eコース）の2コース制を設けた。
- ③ さらに、Eコースに4つの履修プログラムを導入した。すなわち、司法書士、税理士、企業法務担当者等の養成を目的とする「法律実務プログラム」、国家・地方公

務員、議員、NGO・NPO職員等の養成を目的とする「公共政策プログラム」、国際公務員、国際的ジャーナリスト、大学・地方公共団体などの交際交流要員等の養成を目的とする「国際関係プログラム」、ジャーナリスト、各種シンクタンク研究員、中学・高校教員等の養成を目的とする「自由研究プログラム」である。

このEコースの4つのプログラムは、学部教育におけるコース制（①司法、②ビジネス法務、③公共政策、④国際関係、⑤政治システムの5コース）に対応しており、学部教育との接続、発展を強く意識して設けられたものである。

(2) 博士課程後期課程においては、学生各自の専門性を重視する必要から、基礎法学専攻、民刑事法学専攻、政治学専攻の3専攻制をとっている。

(3) このような課程、コース、プログラムの特色を活かし、十分な教育効果を発揮するよう考慮して、カリキュラムが編成されている。その特色は次の点にある。

- ① 博士課程前期課程における専門性と総合性の調和と、後期課程における専門性の重視。
- ② 必要な言語・外国語運用能力の養成。
- ③ 公共政策プログラムに土曜・昼夜開講制を取り入れ、経済学研究科との連携・協力体制をとること。
- ④ 法律実務、公共政策、国際関係の各プログラムの枠組みにとらわれず、幅広い問題関心の下で个性的な研究に取り組む学生のための自由研究プログラムの設定。

(4) 各課程、コース、プログラムの授業科目および修了要件は以下のようになっている。

- ① 前期課程の修了要件は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、Aコースにあっては修士論文、Eコースにあってはリサーチペーパーの審査および最終試験に合格することである。各コース、プログラムの必修科目、選択必修科目、選択科目の授業科目および単位数、また、開講科目数および専任教員担当率は、下表のとおりである。

<2004年度以降入学学生適用の必修科目、選択必修科目、選択科目配分表>

アカデミックコース

必修科目	研究演習	8単位
	特定研究	4単位
	文献研究（英）、文献研究（独）、文献研究（仏）、文献研究（羅）、文献研究（中）のうちから1言語	4単位
選択必修科目	必修科目以外から	14単位
修了単位数	合計	30単位

エキスパートコース（法律実務、公共政策、国際関係の各プログラム）

必修科目	リサーチ演習	8単位
	基礎文献研究（英）、文献研究（英）、文献研究（独）、文献研究（仏）、文献研究（中）のうちから	2単位
	選択したプログラム提供科目から	12単位
選択科目	必修科目以外から	8単位
修了単位数	合計	30単位

エキスパートコース（自由研究プログラム）

必修科目	リサーチ演習	8単位
	基礎文献研究（英）、文献研究（英）、文献研究（独）、文献研究（仏）、文献研究（中）のうちから	2単位
	選択科目	必修科目以外から
修了単位数	合計	30単位

<2004年度開講科目数、専任教員担当率>

	開講科目数		専任担当教員率(%)
必修科目	春学期	73	94.5
	秋学期	74	93.2
選択必修科目 および選択科目	春学期	50	76.0
	秋学期	46	71.7
	通年	1	100.0
全体		244	86.0

注) 上表からは、担当者複数科目(2科目)、実習科目(1科目)を除く。

② 後期課程の修了要件は、5年以上(博士課程前期課程または修士課程を修了した者は、当該課程における2年の在学期間を含む)在学し、必要な研究指導を受けたうえ、専門外国語学力の認定、博士論文の審査および最終試験に合格することである。後期課程においては修了必要単位数は特に定めていないが、各学年度に指導教授の研究演習を履修することとしている。

(5) 実務とのかかわりの中で実践的な研究・能力を開発する重要性の観点から、全学開講のインターンシップ制以外に、法学研究科独自のインターンシップ制である法務実習を設けており、法律事務所、司法書士事務所での研修を2単位として認めている。その他、実務との連携を進めるため実務家を非常勤講師として積極的に登用し、登記法特別演習は司法書士が、現代公共政策特論は兵庫県職員が担当している。

(6) 法学研究科としては、後期課程において、ロースクール修了者が出る2006年度以降、同修了者をどのように受け入れるかが課題となる。入試科目について、新司法試験合格者と未合格者では区別するのか、前期課程からの進学者とは区別するのかという問題について、2004年度から大学院問題検討委員会でこの問題を取り上げて検討している。他大学法学研究科の動きや、ロースクールの意向などの情報収集も必要であり、未だ結論は出ていない。

## 2. 単位互換／単位認定等

多様な専門科目を幅広く履修させるという観点から、公共政策プログラムで経済学研究科との共同開講科目を多数用意している。さらに、関西四大学(関西学院大学・関西大学・同志社大学・立命館大学)の大学院の間で単位互換協定が結ばれ、大学院学生の授業科目履修交流を1966年4月から実施している。

本学と協定のある外国の大学の大学院または本学が認定する外国の大学の大学院等へ留学する場合、当該学生が留学先大学院等で修得した単位を10単位まで認定されることとなっているが、法学研究科から過去3年間に大学院の交換留学および認定留学をした学生はいない。(「4.2.4 国際交流」参照)

## 3. 生涯学習への対応

生涯教育の取り組みとしては、社会人入試を実施し、社会人が受験しやすいよう試験日を土曜日に設定している他、聴講生制度を活用している。また、公共政策プログラムにおいては土曜・昼夜開講制を取り入れ、授業の一部を大阪梅田キャンパスや、西宮市大学交流センターで開講して、社会人が受講しやすいよう配慮している。

#### (点検・評価の結果)

1. 目標1については、新カリキュラム編成がなされ、改善されている。
2. 目標2については、経済学研究科との連携は既に達成したが、官公庁でのインターンシップ開設についてはいまだなされていない。
3. 目標3については、現在のところはその検討が始まったばかりである。
4. 目標4については、2005年度の前期課程入学者は30名となって2004年度よりは増加し、少しずつ改善がなされている。
5. 関西四大学大学院間の単位互換協定に基づく大学院学生の交流の制度により、2005年度は、同志社大学大学院から4名、立命館大学大学院から1名の履修生が法学研究科の授業を履修している。この制度は数少ない大学院間交流であり、かつ、大学院間単独の交流ではない点に意味がある。

#### (改善の具体的方策)

1. 目標2については、全学的に既に実施されているインターンシップとの関係を考慮しつつ、法学研究科独自のカリキュラムとして、大学院問題検討委員会等で検討していく。
2. 目標3については、2005年度当初より、2006年度入試のために、ロースクール修了者を対象とする後期課程入学試験制度を、試験科目や配点などについて、他大学の状況も考慮しながら検討する。
3. 関西四大学大学院間の単位互換協定に基づく大学院学生の交流の制度を、大学院学生の研究活動活性化のためにも、今後もさらに活発な交流がなされるようアピールしていく。

### 4.2.3.2 教育・研究指導のあり方

#### 【評価項目 6-2-3】 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

(必須要素) 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

#### 【評価項目 6-2-4】 研究指導等(学生の研究活動への支援を含む)

(必須要素) 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

(必須要素) 学生に対する履修指導の適切性

(必須要素) 指導教員による個別的な研究指導の充実度

(選択要素) 複数指導制を採っている場合における教育研究指導責任の明確化

(選択要素) 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

(選択要素) 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

(選択要素) 才能豊かな人材を発掘し、その才能に適した研究機関等に送り込むなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況

(選択要素) 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

(選択要素) 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性



＜2003年度に設定した目標＞

1. 研究報告会の定例化
2. 大学院学生の研究成果の積極的な公表
3. 社会人の受け入れの促進
4. 大学院学生共同研究室の充実
5. 副指導教員制の充実
6. 大学院学生の外国留学の促進
7. 大学院学生の学会出席を奨励促進するための旅費等の補助制度新設

（現状の説明）

博士課程前期課程Eコースの各プログラムは、本学法学部のコース制と有機的関連をもたせたものとなっており、本学法学部学生が本研究科に進学する場合には、学部生時代の問題意識をさらに発展させて、効率的・体系的に高度な知識を習得することが可能となっている。他学部、他大学出身者も多く、履修指導の充実にも心がけている。毎年度、パンフレット「大学院履修心得」を作成し、新入生に対して履修オリエンテーションを開催している他、履修届け提出前に各指導教員の履修指導を受けるよう求めている。聴講生に対しても、聴講許可に際し大学院教務学生委員が面談し、履修上の指導を行っている。

特に公共政策プログラムは、社会人学生への門戸を開くため、土曜・昼夜開講制とし、夜間および土曜開講科目を履修すれば修了に必要な単位を取得できるようにしている。また本プログラムの一部の科目については、アクセスの至便な大阪梅田キャンパスおよび西宮市大学交流センターで開講し、受講生への便宜を図っている。広報活動についても、2004年度は公共政策プログラム入試説明会を行い、日時、場所は社会人受験生を配慮して、土曜日に、西宮市大学交流センターで実施した。また、本プログラムを含めた社会人を対象とする「社会人入試」を、2004年度からは一般入試とは分けて土曜日に行うようにし、社会人が受験しやすいよう配慮した。

Aコース学生および後期課程学生については、指導教員の「研究演習」により、Eコース学生については指導教員の「リサーチ演習」により、一貫した研究指導を行っている。また、研究指導の充実を図るために、Eコース学生について、2004年度から副指導教員制度を導入した。これは、学生の学習・研究上の必要に応じて利用される制度である。希望する学生は、指導教員と相談のうえ、自己の問題関心や研究テーマに相応しい副指導教員を1名指定することができる。副指導教員は指導教員と連携をとりながら、当該学生の指導に当たる。

学生の研究の自由な発展のためには、入学時のコース・プログラム・指導教員の選択に過度に縛られる必要はない。そこで、これらの変更の手続きを明確化している。すなわち、指導教員の変更を伴うプログラムの変更は研究科委員会の審議事項とし、その他の指導教員の変更を伴わないプログラムの変更、プログラムの変更を伴わない指導教員の変更は研究科委員会の報告事項としている。コースの変更については、EコースからAコースへのコース変更は認めていないが、博士課程後期課程への進学はEコース学生にも開かれてお

り、Aコース学生と同様に、一般入試を受験することとなる。また、Eコース学生がリサーチペーパーではなく修士論文を提出することは、研究科委員会の審議承認を条件として可能である。その上で、提出した修士論文の成績が優秀であった者については、Eコース学生もAコース学生と同様に、研究科委員会の議により、進学試験の専門科目試験を免除することができることとなっている。ただし、リサーチペーパーを提出したEコース学生は、この免除を受けることができない。

大学院学生の研究活動を促進するために、学内研究会での報告と研究科委員会の承認を条件として、大学院学生の『法と政治』への投稿を認めており、特に後期課程学生の重要な研究成果発表の場となっている。さらに積極的な投稿を指導し、同誌への掲載論文数の増加を図るほか、他の研究誌への投稿を促すことが必要である。

研究報告会については、従来、学内研究会で学生が報告するのは、後期課程の学生が『法と政治』への投稿を目指して研究報告する場合にほぼ限られていた。しかし、前期課程の学生の研究を活性化し、相互批判の下で研究の客観性を高めるために、修士論文（リサーチペーパーを含む）の作成にあわせて、教員学生共同の研究報告会を開催するのが望ましく、その実現化を図る必要がある。

また、大学院学生の学会出席を奨励促進するために、2004年度より、法政学会から旅費の補助費を支給することとなり、交通費および宿泊費の一部を、配分して支給している。

大学院学生の専用研究室として、共同研究室を法学部資料室と同じフロアに設け、研究資料の利用促進を図っている。2004年度は、採光を良くするために大学院学生共同研究室のドアを交換し、インターネット接続のパソコンを従来の5台に加え新たに1台備えた。研究スペースの確保という観点からすれば、全学的には大学院共用棟が完成したものの、法学部資料室に隣接した法学研究科院生室を日常的に利用する学生も多い。共同研究室は設備が古くなりつつある他、談話スペースが独立していないなどの問題があり、改善充実を要する（「4.2.7 施設・設備」参照）。資料室の利用については、2004年度より開室時間を延長して、平日は18時20分までとし、研究の利便性を図っている。

その他、全学的な研究奨励制度である「後期課程研究奨励金」「大学院研究員」「奨励研究員」制度も、本研究科でも活用している。大学院学生の外国留学も積極的に奨励しており、学院の留学制度である「ランバス留学基金」への応募も活発である。

#### （点検・評価の結果）

前期課程は2004年度に改組したばかりで、まだ、出発点の段階であり、全体的な目配りが必要とされる。目標1の研究報告会については、2004年度は、公共政策プログラムにおいてのみ実施された。他のプログラムは、2005年4月現在ではまだなされていない。目標2については、『法と政治』への院生の投稿は積極的になされている。目標3については、良好に達成されている。目標4については、少しずつ改善がなされている。目標5、目標6、目標7については良好に達成されている。

#### （改善の具体的方策）

法学研究科の場合は、特に前期課程が2004年度に改組したばかりであることから、新

カリキュラムのもとで一層の充実をはかるべく、大学院問題検討委員会を中心にして、検討を続けてゆく。目標1の研究報告会については、2005年度は、法律実務プログラム、国際関係プログラム、自由研究プログラムにおいても実施される予定となり、公共政策プログラムも合わせて、全てのプログラムにおいて実施されることとなった。この報告会は公開の形で実施し、指導教員以外の教員にも参加を呼びかけている。特に公共政策プログラムについては、社会人学生に配慮して研究報告会を土曜日に実施する。今後もこの報告会を定例化する必要がある。目標3については、公共政策プログラムの入試説明会を、2005年度も同様に西宮市大学交流センターで実施する予定である。目標4については、2005年度に、インターネット接続のパソコンをさらに1台と、グループ討議用のラウンドテーブルを配備する予定である。（「4.2.7 施設・設備」参照）

#### 4.2.3.3 教育方法のあり方

##### 【評価項目 6-3-1】 授業形態と授業方法の関係

（必須要素）授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

（必須要素）マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

（必須要素）「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

##### <2003年度に設定した目標>

1. 受講生を積極的に参加させるための双方向式授業の充実
2. マルチメディアの教育への効果的な導入

##### （現状の説明）

前期課程、後期課程ともに、授業は主として「講義」「演習」の形態によって行われている。しかし各授業とも、10名に満たない受講生での開講がほとんどという少人数での授業であるため、「講義」形態といえども、実質的には双方向式の授業となっており、受講生の積極的な授業への参加が要求されるものとなっている。

前期課程においては、「法務実習」という実習形態の科目が設置されている。これは、大学の外に出て履修するエクスターンシップ科目であり、主として弁護士事務所、司法書士事務所において、夏季休暇中の約10日間、指導を受け、法律専門職の業務のあり方を体験することを目的とする。職場体験の実習形態科目としては、大学が全研究科の学生を対象として実施しているインターンシップ科目があるが、「法務実習」は、法学研究科の大学院学生にとって関心の強い、法律専門職業務での実習のために、法学研究科独自に開講しているものである。過去3年間の履修者は、2002年度23名、2003年度17名、2004年度7名となっている。

マルチメディアは、大学院学生の研究、授業受講の準備のために、必要な資料収集の手段として、活発に利用されている。大学図書館設置のパソコンのみならず、法学研究科の大学院学生共同研究室に設置されているパソコンからも、インターネットを通じて、必要なデータベースへのアクセスが可能となっており、利用に便利な環境が整っている。大学

院の授業におけるマルチメディアの利用は、現在のところ少数ではあるが、パソコン設置の教室において、実際にパソコンを使用して学習する授業もなされている。

(点検・評価の結果)

目標1については、良好に達成されている。目標2についても順調に達成されている。

(改善の具体的方策)

それぞれの目標についての達成状況は良好であるが、さらに一層の充実を図るべく、研究科委員会および大学院問題検討委員会で、検討していく。

#### 4.2.3.4 教育成果のあり方

**【評価項目 6-4-1】 教育効果の測定**

- (必須要素) 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性
- (選択要素) 修士課程、博士課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況
- (選択要素) 大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

**【評価項目 6-4-2】 厳格な成績評価の仕組み(成績評価法)**

- (必須要素) 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

<2003年度に設定した目標>

1. 教育・研究指導の効果を測定するための方法の質的向上
2. 成績評価の透明性の向上

(現状の説明)

教育・研究指導の効果を測定するための方法として、まずは各講義において、担当教員が、学生の行う報告の水準が上昇していくのを注意深く確認するという最もベーシックな方法がある。次に、より客観的な測定の方法としては、研究会を開催してそこで学生に自分の研究の成果を報告させ、参加者(教員・大学院学生)から質問や批判を受けるなかで、どの程度適切に回答できているかを見るという方法がある。このような研究会としては、現在、研究室単位で開催しているもの(たとえば、基礎法研究室による「基礎法例会」と、法学研究科として開催しているもの(「法学部研究会」およびエキスパートコースの大学院学生のための「公開研究会」)などがある。法学部学生・法学研究科学生・専任教員からなる団体「関西学院大学法政学会」の紀要である『法と政治』に大学院学生が論文を載せるためには、法学部研究会でその概要を報告し、掲載を許可されなければならないことになっている。

成績評価法については、原則として各講義の担当教員の判断にゆだねられている。100点満点の素点で成績評価している。

(点検・評価の結果)

教育・研究指導の効果を測定するための方法に関しては、複数の方法が採用されており、

工夫が凝らされている。今後もさらに、有用な測定の方法を模索する必要がある。

成績評価法については、現行のやり方でも目下のところ格別の問題は生じていないように思われるが、成績評価の透明性という要請にかんがみると、もう少し客観性の高い評価法を模索する必要がある。

#### (改善の具体的方策)

現状の問題性が教員間でことさらには意識されていないので、「改善」のための格別の具体的方策は目下のところ採られていないし、近い将来に採られる計画もない。教育・研究指導の効果を測定するための方法にせよ、成績評価法にせよ、現状のあり方でよいのかどうか、厳しい目で見直すところから始めなければならない。

### 4.2.3.5 教育の質の向上

#### 【評価項目 6-5-1】 教育改善への組織的な取り組み（教育・研究指導の改善）

- (必須要素) 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況
- (必須要素) シラバスの作成と活用状況
- (必須要素) 学生による授業評価の活用状況
- (選択要素) 学生満足度調査の導入状況
- (選択要素) 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況
- (選択要素) 高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況

#### <2003年度に設定した目標>

1. 共同指導体制の確立
2. 副指導教員制の充実

#### (現状の説明)

大学院での教育は、少人数教育となり、しかも各大学院学生の専攻分野の違いや研究内容に合わせた教育が必要となってくるため、一律な指導方法の確立という形はとりにくい。しかし、指導教員と大学院学生の1対1の指導にとどまらない、他の大学院教員も参加した共同での指導体制をとることにより、大学院学生の研究の促進ばかりでなく、担当教員の研究指導方法の改善という面からも、よい効果をあげることが期待される。そこで、各大学院学生の研究報告会を、大学院学生同士のみならず他の教員も参加した、公開での形で実施し、各大学院学生の発表をもとに、参加した教員および大学院学生による質疑、コメントをやり取りする機会を持つことによって、これらの成果を目指すこととした。2004年度から、まず公共政策プログラムにおいて、これを行なった。

共同での指導体制という観点から、さらに前期課程Eコースの大学院学生については、2004年度より副指導教員制度を導入している。同コースの大学院学生は、希望により、指導教員と相談のうえ、自己の研究内容にふさわしい副指導教員を1名指定する事が出来る。指定された副指導教員は、指導教員と連携を取りながら、当該大学院学生の指導にあたる。この制度は、各大学院学生の研究指導の充実に資することを目的とするが、複数の教

員で連絡を密にしながら大学院学生の指導にあたる事によって、教員サイドにおいても、研究指導の改善促進につながるものとなる。

大学院の授業実施要綱については、大学院要覧に博士課程前期課程、後期課程に分けて記載、公表される。詳しいシラバスの作成、公表は現在のところなされてはいない。大学院学生による授業評価も、なされてはいない。

#### (点検・評価の結果)

目標1については、達成されつつある。目標2については、2004年度に2名の大学院学生が副指導教員の指導を受けており、良好に実施されつつある。授業内容をもう少し詳しく記したシラバス作成、および学生からの評価の実施については検討する必要がある。

#### (改善の具体的方策)

目標1については、2005年度は、公共政策プログラムのみならず、他の3プログラム、すなわち、法律実務プログラム、国際関係プログラム、自由研究プログラムにおいても、公開の研究報告会が9月および10月に実施される予定であり、この報告会は、着実に定着しつつある。目標2については、さらに充実を図るよう、大学院学生に働きかけていく必要がある。

シラバス作成については、大学院の場合、少人数教育となるため、当該授業を実際に受講する大学院学生の専攻分野および研究内容に合わせる必要性との関係で、事前にどの程度詳細なシラバス作成が可能となるかは、検討する必要がある。大学院学生による評価およびその活用についても、少人数授業であるため、学部の場合とは異なった考慮が必要となってこよう。これらの問題については、研究科委員会、および大学院問題検討委員会で検討していく。

### 4.2.3.6 学位授与・課程修了の認定

#### 【評価項目 6-6-1】 学位授与

- (必須要素) 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- (必須要素) 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性
- (選択要素) 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性
- (選択要素) 学位論文審査における当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況
- (選択要素) 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

#### 【評価項目 6-6-2】 課程修了の認定

- (必須要素) 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

#### <2003年度に設定した目標>

1. 研究科委員会委員以外の者を、副査あるいは委嘱委員として論文審査に関与させ、論文の水準の維持、確保に努める。
2. 課程博士学位を得ることが博士課程後期課程の目的であることを明確に意識して大学院学生の研究指導にあたり、博士学位の授与数の増加に努める。

## (現状の説明)

### 1. 学位授与

修士学位および博士学位の審査、授与については、学位規程および法学研究科内規の規定に従って、厳格に行われている。

#### (1) 修士学位

学位規程第4条による修士学位は以下のようにして審査、認定されている。

- ① 修士論文（リサーチペーパーを含む）の審査をする研究科委員会は、研究科委員長および大学院指導教員をもって構成される。
- ② 研究科委員会は修士論文を受理したときは、委員会委員の中から主査1名、副査2名の論文審査委員を選定する。この場合、副査のうち1名は、研究科委員会の議により、研究科委員会委員以外の者から選定することができる。実際に、提出論文の専門性に鑑み、論文の水準を確保するために、大学院指導教員でない助教授等の教員が副査として論文審査に加わる例がしばしばある。
- ③ 論文審査委員は、論文審査と最終試験を行う。最終試験は、提出論文を中心に、これに関連ある研究領域につき、口頭試問によって行う。
- ④ 論文審査委員は、論文審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告する。研究科委員会で修士学位授与の議決をするためには、その3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を要する。

修士学位の授与の状況は、大学基礎データ「表7」のとおりである。

#### (2) 博士学位（課程）

学位規程第5条第1項の規定による課程博士学位の審査、認定は以下のように行われている。

- ① 博士論文の審査をする研究科委員会は、研究科委員長および博士課程後期課程指導教員をもって構成される。
- ② 博士学位申請の論文提出資格はつぎのとおりである。
  - a) 本研究科博士課程後期課程に1年以上在学し（休学期間を除く）、論文提出時に在学していること。
  - b) 論文提出に先立って、外国語の学力認定試験に合格していること。
  - c) 審査対象論文の全部が学会誌あるいはそれに相当する専門誌に掲載されていること。ただし、論文が未発表の場合（一部が発表されている場合を含む）は、申請者の指導教員を含む後期課程指導教員2名以上の推薦を受けた上で、論文が研究科委員会に受理された場合、審査期間の適当な時期に、申請者による研究報告とそれに対する口述試験を、公開の場において行わなければならない。
  - d) 論文が研究科委員会において受理されなかった場合、あるいは学位を授与しない旨の決定がなされた場合、申請者は、さらに1回に限り、申請することができる。
- ③ 博士論文が学長に提出された場合、研究科委員会は博士論文を受理するか否かの議決を行い、研究科委員会が博士論文を受理したときは、委員会の委員の中から主査1名、副査2名の論文審査委員を選定する。この場合、研究科委員会の議により、上記論文審査委員の中、副査1名を研究科委員会委員以外のものから選定す

ることができ、また同委員会以外の者に審査の一部又は調査を委嘱することができる。

④ 論文審査委員は、論文審査および最終試験を行う。最終試験は、口答試験によってこれを行う。

⑤ 論文審査委員は、論文審査および最終試験の結果を、論文要旨と審査要旨を添えて、研究科委員会に報告する。研究科委員会において博士学位の授与を議決するためには、その3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を要する。

課程博士学位の授与状況は、大学基礎データ「表7」のとおりである。

### (3) 博士学位（論文）

学位規程第5条第2項の規定による論文博士学位の審査、認定については、課程博士学位の審査、認定につき上記のルールに準じ、上記(3) ④の論文審査および最終試験については、以下のように変更して適用する。

「論文審査委員は、論文審査および学力確認を行う。学力確認は、大学院に所定の年限以上在学して所定の単位を修得したものと同等以上の学力を有することを確認するため、博士課程における当該専攻の授業科目および必要な外国語について、原則として筆記試験によってこれを行い、60点以上をもって合格とする。この場合において、研究科委員会が博士論文提出者の業績および履歴などによって適当と認めるときは、口頭試問をもって筆記試験に代えることができる。そのためには研究科委員会の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上による議決を要する。」

論文博士の学位授与の状況は、大学基礎データ「表7」のとおりである。

上記のように、学位審査および授与については適切に規定が定められ、厳格に行なわれている。また、上記規程のうち特記すべきは、論文の水準を確保するために、修士学位ならびに課程博士学位、論文博士学位の審査、認定において、研究科委員会委員以外の者を、論文審査委員副査として選定することを認めていることである。2004年度に授与した論文博士学位の審査にあたっては、学外の研究者を論文審査委員副査に選定した。

## 2. 課程修了の認定

本研究科では、標準修業年限未満で修了する制度を設けていない。

### (点検・評価の結果)

2004年度授与の論文博士学位審査にあたっては、学外研究者を副査として選定しており、目標1については、実行されている。目標2についても、教員においてその目標は明確に意識され、おおむね良好に達成の方向に向かっていると評価し得る。

### (改善の具体的方策)

目標1については、今後も引き続き、論文水準の維持のため、学外の者を論文審査に関与させる必要が生じた時には、積極的に受け入れる姿勢が必要とされる。目標2については、今後とも教員が明確に意識して指導にあたる事が必要である。



#### 4.2.4 国際交流

##### 【評価項目 7-0-1】 国際交流（国内外における教育研究交流）

- （必須要素）国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- （必須要素）国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- （選択要素）国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況
- （選択要素）外国人教員の受け入れ体制の整備状況、運用の適切性
- （選択要素）教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性
- （選択要素）国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性

##### <2003年度に設定した目標>

1. 大学院学生の国際交流の促進
2. 教員の国際交流の推進

##### （現状の説明）

現在、大学院学生が利用できる留学制度としては、①交換留学、②認定留学、③ランバス留学の3つの制度がある。

①の交換留学は、本学と協定のある外国の大学院への留学で、2005年4月現在、協定校は、延世大学（韓国）、吉林大学（中国）、蘇州大学（中国）、中山大学（中国）、アウグスブルク大学（ドイツ）、シドニー大学（オーストラリア）、ブリティッシュ・コロンビア大学（カナダ）、南デンマーク大学（デンマーク）の6カ国8校となっている。

②の認定留学は本学が認定した外国の大学院への留学である。

③のランバス留学は、前期課程修了以上で留学年度の4月1日現在満35歳以下のものが対象となり、最長2年間の留学ができる。

①②については本学を休学することなく留学できるが、③の場合、留学中は休学となる。それ以外の留学は私費での留学となる。法学研究科の大学院学生で、過去3年間にこれらの制度を利用して外国へ留学したものは、それぞれ、2002年度は私費留学1名、2003年度はランバス留学1名、私費留学3名、2004年度はランバス留学1名、私費留学1名となっている。他方、協定校から法学研究科への留学生の受け入れは、過去3年間で、2002年度に私費留学生1名、2004年度に交換留学生1名となっている。大学院学生を受け入れる協定校が学部学生受け入れ校に比べて少ないこともあって、本研究科から交換留学制度を利用して留学する大学院学生は多くなく、私費留学による傾向が見られる。

教員の交流としては、客員教授制度による、海外の教員の招聘と、協定に基づく教員の交換の制度がある。法学研究科が過去3年間に受け入れた外国の客員教員は、2002年度3名、2003年度1名、2004年度2名であり、これらの客員教授のうち、大学院授業科目を担当した教員が、それぞれ2002年度2名、2003年度1名、2004年度1名となっており、本研究科の大学院学生の研究の視野を広げ、国際交流に資する事が出来ている。

##### （点検・評価の結果）

目標1については、特に本研究科から外国への留学に関して、学部学生に比すると、交換留学制度がうまく利用できていない様子がうかがえる。

目標2については、客員教員の受け入れに関しては順当に達成されつつある。

(改善の具体的方策)

目標1については、本研究科人生が外国留学をするにあたって、交換留学制度をさらに活用できるような体制を整える必要がある。

目標2については、一層の活性化を目指す努力が必要となる。

## 4.2.5 研究活動と研究環境（法学部・法学研究科 共通） .....

### 4.2.5.1 研究環境

#### 【評価項目 9-1-3】 研究上の成果の公表、発信、受信等

（選択要素）研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

（選択要素）国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

#### 【評価項目 9-1-4】 倫理面からの研究条件の整備

（選択要素）倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内の規制システムの適切性

（選択要素）医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性

#### <2003年度に設定した目標>

1. 研究の一層の活性化のため、科学研究費等の外部資金の導入について、学部として積極的に広報し、応募を拡大する。
2. インターネット等を通じた研究成果の公表支援を拡大する。
3. 本学法学部と密接な関連の下に運営されている関西学院大学法政学会が発行する『法と政治』掲載の論文の質的・量的充実を図る。
4. 『法と政治』に掲載される諸論文に対する倫理審査基準について検討する。

#### （現状の説明）

法学部では、科学研究費補助金への応募を推奨してきており、科学研究費補助金については、2002年度の新たな申請件数が4件（内採択件数1件）に対して、2003年度では申請件数5件（内採択件数1件）、2004年度では申請件数6件（内採択件数2件）と、着実に増加傾向にある（既年度採択の継続分を除く）。

科学研究費補助金による研究成果は、研究成果報告書として公表されているが、さらに研究成果の一般への公開を促すためには、科学研究費補助金の項目中の研究成果公開促進費への申請や、民間の出版助成等の活用が考えられるが、現状ではその利用は低調であり、教員への情報提供の拡大が検討されるべきである。

インターネットを通じた研究成果の公表については、大学の運営するホームページ上で研究業績公開が行われており、法学部としても随時その内容の更新を促すことにより、最新の情報を提供している。しかし、一層詳細な研究内容の公表については、教員個人がホームページを作成している場合もあるが、それを支援する体制は未整備である。

原則として年4号発行される『法と政治』（関西学院大学法政学会発行）については、大学院学生の論文等の掲載は活発であるが、教員の論文掲載が比較的少ないというのが実情である。ただし、これは教員の研究公表の場が学外にあるということの意味しており、同誌への教員の論文掲載数が少ないことは、直ちに教員の研究公表が低調であることを意味してはいない。とはいえ、所属教員の研究成果が安定的に『法と政治』に掲載されることは、法学部と密接な関係の中で発行されている同誌の質を高めるためにも必要であり、そのために編集方針の改善を含めた検討が開始されている。同誌掲載論文の質を高めるため、

レフェリー制度の導入についても検討が行われてきたが、現在のところ成案を得るに至っていない。

なお、同誌は、従来の構成員である法学部教員および法学部・法学研究科の学生に加えて、2004年度より、新たに発足した司法研究科（ロースクール）所属の教員および学生を構成員に加えた。これに併せて、同誌の編集方針についての再検討が必要となり、現在、編集委員会に司法研究科の教員を加えて、編集方針の見直しが行われている。

また、法学部の外国語研究室が編集・発行している『外国語外国文化研究』は、3年に1度の発行であり、外国語系教員の研究発表の場を提供している。

研究倫理については、法学・政治学分野の研究においては、生命倫理分野のような研究倫理に直接に関わる領域は比較的少ないとはいえ、個人情報扱うアンケート調査などはしばしば行われており、この面における倫理基準の策定について検討が必要である。ただし、研究活動の自由という基本的価値からして、研究の事前検閲は厳に慎まなければならないため、教員に対する研究倫理の自覚化の徹底のための措置が検討される必要がある。現在は、科学研究費補助金を申請する研究課題について、倫理的配慮についての方針が明記されることになっているが、それ以外については各研究者の自覚と自主的配慮に委ねられているのが実情である。

#### （点検・評価の結果）

1. 科学研究費補助金等の外部資金の導入およびその資金を通じた研究成果の公表については、この数年間に改善の方向がみられるものの、今後ともさらにそのための支援の拡大が必要である。
2. 『法と政治』の改革についても検討中であり、今後の課題となっている。
3. 研究倫理の徹底については、現状で特に問題は生じていないが、さらに研究活動の倫理性を高めるための方策について検討が続けられる必要がある。特に、『法と政治』への掲載論文については、研究倫理に関わる研究内容の有無およびそのための配慮について、論文の掲載を決定する過程で確認を行うための手続の導入が必要である。

#### （改善の具体的方策）

1. 学部における研究活動および研究成果公表を促進するために、科学研究費補助金の説明会を学部においても実施するなど、情報提供を拡大する。
2. 研究倫理についても、配慮項目のマニュアル化を図るなど、教員が研究を遂行するにあたってわかりやすいものとする。
3. 教員の研究環境改善のための意見交換のため、定期的に懇談会を開催する。

### 4.2.5.2 研究活動

#### 【評価項目 9-2-1】 研究活動

- （必須要素）論文等研究成果の発表状況
- （選択要素）国内外の学会での活動状況

- (選択要素) 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- (選択要素) 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

**【評価項目 9-2-2】 研究における国際連携**

- (選択要素) 国際的な共同研究への参加状況
- (選択要素) 海外研究拠点の配置状況

＜2003年度に設定した目標＞

1. 研究活動の一層の推進を図る。
2. 所属学会での研究報告の活性化および学会運営への貢献の促進を図る。
3. 国際的な研究活動を推進する。

(現状の説明)

法学部教員による研究成果の発表状況についてみると、40数名の教員数に対して、各年度において発表された著書・論文数（共著を含む）の合計が着実に40本を超えているということ、また学会報告等も毎年相当数に上っていることからして、単著論文が多いという法学・政治学における論文公表の状況に鑑みると、法学部所属教員の研究状況および公表状況は良好である。

なお、レフェリー付き論文の数が少ない理由については、法学・政治学分野の雑誌でレフェリー制が本格的に導入されているのは稀であるという事情によるところが大きい。しかも、レフェリー制を有する雑誌等への投稿は、比較的若手の研究者による場合が多いのが実情であり、中堅以上の研究者については、レフェリー付き論文に掲載されているかどうかは、その論文の質に直接的に関わらないと考えられる。

法学部所属教員の研究成果の発表状況は、次のとおりであり、安定して研究活動が行われている。

ただし、学内共同研究の実施という観点からは、研究室ごとに定期的に研究会が実施されているものの、これを共同の研究成果にまでまとめて報告するということは組織的には行われていない。

年度	著書	論文	共同論文	学会報告	学術発表	翻訳	調査報告	書評	評論	事典	辞典	講演	招待講演	特許取得	特許出願
2000	16	27	3	14	0	1	0	5	3	4	0	4	0	0	0
2001	15	31	3	9	0	7	2	7	0	2	0	7	1	0	0
2002	22	21	2	10	0	8	1	4	0	1	1	10	2	0	0
2003	25	21	3	6	0	11	1	6	3	1	2	8	2	0	0
2004	16	25	0	8	0	3	1	3	0	1	0	5	3	0	0
計	94	125	11	47	0	30	5	25	6	9	3	34	8	0	0

法学部教員による学会活動については、多数の教員がその所属する学会における理事・監事・企画委員・編集委員等として、その活動に積極的に関わってきている。2003年度以降の学会関係の役職者の概要（一部）は、下記のとおりである。

学会理事・監事：日本私法学会理事（塚本和彦教授）、家族＜社会と法＞学会理事（田中通裕教授）、比較法学会理事（田中通裕教授、相原隆教授）、日本民事訴訟法学会理事（内山衛次教授）、日本海法学会理事（塚本和彦教授、相原隆教授）、日本法社会学会理事（守屋明教授）、日本行政学会監事（橋本信之教授）、政治思想学会監事（岡本仁宏教授）、

日本選挙学会理事（森脇俊雅教授、山田真裕教授）、公共選択学会理事（森脇俊雅教授）、日本公共政策学会理事（森脇俊雅教授）、同時代史学会理事（豊下楯彦教授）、日本インベスター・リレーションズ学会理事（相原隆教授）、

全国学会の学術大会企画委員・編集委員等：国際私法学会研究企画委員（岡野祐子教授）、国際法学会雑誌編集委員（岡野祐子教授）、日本選挙学会大会企画委員（山田真裕教授）、日本政治学会大会企画委員（山田真裕教授）、日本政治学会年報編集委員（山田真裕教授）、日本NPO学会大会運営委員長（岡本仁宏教授）、法制史学会企画委員（川村康教授）、日本法社会学会編集委員会委員長（守屋明教授）、外国語教育メディア学会機関誌編集(査読)委員長（門田修平教授）、日本フランス語フランス文学会学会誌編集委員（関谷一彦教授）、日本政治学会文献委員（冨田宏治教授）

その他、学会の地域支部や地域における研究会運営等における貢献も多数みられる。その内の若干のものを例示すると、法制史学会近畿部会監事（川村康教授）、日本フランス語フランス文学会関西支部学会誌編集委員（関谷一彦教授）、日本フランス語フランス文学会関西支部実行委員（関谷一彦教授）、日本ゲーテ協会京阪神支部監事（青島雅夫教授）、日本カナダ学会関西地区便り編集人（櫻田大造教授）などがある。

また、国内外における学会報告は各教員が積極的に行っており、その総数は上記の通りである。国外での研究報告としては、最近では例えば、New Corporate Governance System To Work Better, 6th International Conference on Corporate Governance, 2005.05（相原隆教授）、Une catastrophe revue par des contes: le tremblement de terre de Shimabara(Kyûshu,Japon,1792) Colloque international, Écrire la catastrophe au XVIII<sup>e</sup> siècle, UMR LIRE (於 Université Lumière Lyon 2) 2005. 01（関谷一彦教授）がある。

国際的な共同研究に対しても教員の参加が行われている。その例として、Comparative Study of Electoral Systemの日本チームへの参加（山田真裕教授）がある。また、国内における大規模プロジェクトへの参加としては、「危機管理に対応する行政管理システム確立に関する研究」研究代表明治大学中邨章教授（橋本信之教授）、「法化社会における紛争処理と民事司法」研究代表明治大学村山眞維教授（守屋明教授）、「世界現象としての『ポピュリズム』？ーグローバル化との関連を中心に」研究代表神戸大学木村幹教授（山田真裕教授）、「選挙制度改革の実証的評価ー『選挙制度不均一仮説』と政策対抗的な政党制の条件」（山田真裕教授）などがある。

また、法学部教員は、それぞれが各自の研究分野において、短期および長期にわたり海外に出張し、国外での学会報告を含めて共同研究および研究発表を行っている。

なお、学会運営への学部としての支援体制としては、出張旅費の不足に備えて、法学部独自に学会理事会等へのお出張旅費を一部援助している。また、本学での学術大会実施に対して、学部としても準備費の援助を行っている。

#### （点検・評価の結果）

教員はそれぞれ自らの専門分野で研究を実施し、これをインターネット上で公表していると共に、それぞれの学会において、研究上および学会運営上の寄与を行っており、全体

としておおむね目標に沿った研究状況であると評価できる。ただし、法学部としてどのような分野に研究を集中し、COE拠点化を目指すか、また海外との連携を含めその研究をいかにして共同化するかという点においては、今後、さらに検討を重ねるべき課題である。

(改善の具体的方策)

教員各自の研究を高度化すると共に、その共同化を図り、また学会への教員の寄与を一層拡大するために、大学の研究推進機構との連携を強化する。そのようにして大学全体の研究支援体制を強化する中で、同時に法学部独自にその研究の高度化を推進するために克服すべき問題点を明確化していくことが必要であり、そのための学部内の体制の整備が学部長室委員会等で検討する必要がある。

また、法学部教員による学会活動を一層活性化させるために、人的・経済的支援の一層の充実や情報提供の拡大をはかる。そのような支援体制についての検討もまた、学部長室委員会等において行う。

## 4.2.6 教員組織

### 【評価項目 11-0-1】 教員組織

- (必須要素) 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性
- (選択要素) 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

### 【評価項目 11-0-2】 教育研究支援職員

- (必須要素) 研究支援職員の充実度
- (必須要素) 「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- (選択要素) 高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況
- (選択要素) ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

### 【評価項目 11-0-3】 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

- (必須要素) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

### 【評価項目 11-0-4】 教育研究活動の評価

- (必須要素) 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性
- (選択要素) 教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況
- (選択要素) 教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況

### 【評価項目 11-0-5】 大学院と他の教育研究組織・機関との関係

- (必須要素) 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

#### <2003年度に設定した目標>

1. ロースクール専任教員との協力関係を深めること。
2. ロースクール移籍教員について認められている暫定期間終了後、相当数発生する欠員に対応するために、新規の任用、選考に努めること。
3. 外国研究機関との人的交流の一層の活性化をはかること。
4. 教員の年齢構成の是正について、長期的視野の下で検討すること。

#### (現状の説明)

##### 1. 教員組織

教育課程について、本研究科は、2004年度から博士課程前期課程を改組し、3専攻制を1専攻制とし、エキスパート・コースに法律実務、国際関係、公共政策、自由研究の4プログラムを設けた。他方、博士課程後期課程は専門性重視の立場から従来の3専攻(政治学、民刑事法学、基礎法学)制を維持した。教員も基本的には3専攻に沿って組織され、必要に応じてプログラムごとの担当者会議を開催している。

また、2004年度からロースクールが発足したことに伴い、法学研究科の教員組織には大きな変更があった。ロースクールへ移籍した9名の教員について、法学研究科博士課程前期課程との併任は、現に指導する大学院学生のいる当初2年間(2005年度末まで)を除き、原則としてこれを認めないこととなった。他方、博士課程後期課程については、ロースクールとの併任は制度上可能であるため、後期課程指導教員でありながら前期課程指導教員でない教員が相当数発生することとなった。

それに伴って研究科委員会の構成員資格の点でも、前期課程については大学院教員ではなく、研究科委員会委員資格を持たないにもかかわらず、後期課程については大学院教員として研究科委員会委員であるという、従来は制度上考えられなかった状態が生ず



ることとなった。

2005年4月現在、大学院教員の状況は、ロースクール移籍教員も法学研究科の大学院教員を併任する暫定期間中であるという事情にあるが、以下のようになっている。

大学院教員総数	30名	(内、教授27名 助教授3名)
博士課程前期課程指導教授	5名	
博士課程後期課程指導教授	22名	
研究指導を行う客員教授	1名	

上記の事情の下、現状について指摘すべき点は以下の通りである。

第一に、高度専門職業人を養成するという教育目標に鑑み、実務との連携が重視されなければならないが、現在、実務経験者としては税法担当の客員教授がいる他は、非常勤教員に依存している。(客員教員の任期は半年ないし1年で、更新可能である)

第二に、ロースクール移籍教員について認められている暫定期間終了後は、学部の教員組織同様、欠員が相当数発生することとなるので、新規の任用、選考に努める必要がある。特に学部同様、私法系科目の欠員の補充が必要である。

第三に、博士課程後期課程にはロースクールを修了した者の進学が予想されるため、これらロースクール修了者の研究指導を充実させるには、ロースクール専任教員を本研究科博士課程後期課程指導教員として選考する必要がある、そのための制度的な整備を図る必要がある。

## 2. 教育研究支援職員

法学部資料室および教材開発室を支える実験実習指導補佐が、教員の研究および学生の教育支援に力を発揮している。現在、資料室は嘱託職員1名、実験実習指導補佐1名、アルバイト1名、教材開発室は、実験実習指導補佐2名の構成となっている。資料室は法学部および法学研究科の教員および学生が必要とする膨大な図書資料等の発注、整理、配本、管理業務を行い、教材開発室は情報処理機器の管理、整備、外部データベースとの契約管理等の業務を担当し、法学研究科における研究および教育を支えている。

## 3. 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

大学院教員、大学院指導教員の任用、昇任については、「大学院教員および大学院指導教員選考基準」に基づいて厳正に行われている。具体的には、本研究科大学院教員は、本学法学部の教授、助教授、専任講師の中から任用する。博士課程前期課程指導教員は、大学院教授の中から選考するが、大学院助教授からも選任することができる。博士課程後期課程指導教員は大学院教授の中から選考する。いずれの任用、選考についても、法学部研究室からの推薦に基づき、研究科委員長が研究科委員会に発議し、研究科委員会において審査の上決議される。なお、法学部からロースクールに移籍した教員で、すでに大学院教員、大学院指導教員であった者については、2005年度末まではこれまでどおりの資格を維持し、それ以後は博士課程後期課程についてのみ大学院教員および大学院指導教員としての資格を有することとなる。

## 4. 教育研究活動の評価

教員の研究活動を客観的に評価するために、研究業績データベースをホームページにおいて公表している。

## 5. 大学院と他の教育研究組織・機関との関係

ロースクールとは研究資源を共有するところが多いことから、研究上の交流、人的交流を図るべく、今後とも、法学部法科大学院協議会を中心にして、継続的に検討していく必要がある。法学研究科からロースクールへの移籍教員については、2005年度末までは大学院教員および大学院指導教員の資格を維持し、それ以後は博士課程後期課程についてのみ大学院教員および大学院指導教員の資格を有するということから、ロースクール移籍教員の法学研究科委員会への出席が必要となる。そのため、法学部、法学研究科、ロースクールそれぞれの会議開催日時について、これら3者で構成する法学部法科大学院協議会において協議の上調整し、人事、学位審査案件を含まない研究科委員会には、ロースクール移籍教員については委任状出席を認めることとなった。

また、2004年度から開始した前期課程の公共政策プログラムは、経済学研究科との協働が必要であることや、土曜・昼夜開講制を取り入れていること、社会人をより積極的に受け入れようとしていることなどから、経済学研究科との間に公共政策協議会を設け、プログラムの設計、運営に関し協議している。

学外の研究機関との交流については、大学が締結している交流協定に基づいて、中華人民共和国の吉林大学から多くの研究者を受け入れ、本研究科からも研究者を派遣している。また、大学のカナダ研究プロジェクトによる外国研究機関との人的交流も活発である。その他も含めて、外国から招聘客員教員を2002年度3名、2003年度1名、2004年度2名、2005年度1名受け入れてきた。招聘客員教員は大学院での教育にも携わっている。

### (点検・評価の結果)

目的1および目標3については、良好に達成されている。目標2および目標4については、ロングスパンで実施していくものではあるが、少しずつ達成されつつある。

### (改善の具体的方策)

目標2および4について、法学研究科からの移籍教員でない、ロースクールに新たに選任された教員を、選考基準による手続を経たうえで、法学研究科の博士課程後期課程の大学院教員および大学院指導教員に任用することを検討する。

## 4.2.7 施設・設備

### 【評価項目 13-0-1】 施設・設備等の整備

(必須要素) 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

(必須要素) 大学院専用の施設・設備の整備状況

(選択要素) 大学院学生用実習室等の整備状況

### 【評価項目 13-0-2】 先端的な設備・装置

(選択要素) 先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性

(選択要素) 先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性

### 【評価項目 13-0-4】 夜間大学院などの施設・設備等

(選択要素) 夜間に教育研究指導を行う大学院における施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

### 【評価項目 13-0-5】 本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

(選択要素) 本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

### 【評価項目 13-0-8】 組織・管理体制

(必須要素) 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

(必須要素) 実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

#### <2003年度に設定した目標>

施設設備に関する目標設定については、法学研究科のみで決定するのは不可能であり、財政見通しを踏まえた全学的意思決定が必要である。目標としては以下のものがあげられる。

1. 大学院学生共同研究室の充実
2. 大学院優先教室の増設
3. 法学部資料室開室時間延長に伴う管理体制の確立
4. 法学部資料室の利便性を高めるべく、法学部資料室の図書収集スペースの拡大

#### (現状の説明)

##### 1. 施設・設備等の整備

法学研究科大学院学生の専用の研究スペースとしては、法学部棟内に法学研究科大学院学生共同研究室が整備されている。この共同研究室は、法学部資料室に隣接して配置され、大学院学生の資料収集のための利便性がはかられている。またWEB上の資料の検索収集のために、共同研究室には大学院学生専用インターネット接続のパソコンが設置され、2004年度に追加配備された1台を含めて、2005年4月現在6台が置かれている。これらのパソコンからは、本学図書館内に設置されているパソコンと同様に、本学図書館の契約している各種WEBデータベースの検索が出来るようになっている。この共同研究室の採光をよくするため、2004年度にドアの交換がなされた。

また2004年度からは、全研究科の共用施設として建てられた大学院1号館に、大学院学生共同研究室と大学院専用教室が設置され、こちらも利用可能となっている。ここにもインターネット接続のパソコンが整備され、また、1年単位で使用できる個人ロッカーも設置されており、法学研究科の大学院学生も利用している。しかし、法学研究科の

大学院生の場合、研究の利便性から、法学部棟から離れたところに立地する大学院1号館よりも、法学部資料室に隣接した法学研究科大学院学生共同研究室を利用する者が多い。また、大学院1号館を利用するにしても、ロースクール生のみならず、2005年度から開講されたアカウンティングスクールの学生もこの施設を利用するため、スペースが不足気味である。したがって法学研究科の大学院学生にとっては、大学院1号館は、遠いばかりでなく、スペース不足という状況も加わって、その利便性は必ずしも良くない状態にあるといえる。

大学院での授業の教室は、法学部棟の演習室および、A号館の演習室が主として使われているが、教員の研究室で行う場合も多い。しかし、教員の研究室では授業用の設備が整わず、授業の環境としては適しているとはいえない。2004年度より、大学院1号館の大学院専用教室の利用が可能となり、この点について若干改善がなされた。

また、法学部資料室が管理している図書については、資料・図書の増加に伴い、収容スペースの確保が必要とされる。

## 2. 組織・管理体制

2004年度より、研究・教育の充実のため、法学部資料室の開室時間を平日は午後6時20分まで延長した。それに伴い、午後4時50分以降は、資料室の管理を、嘱託職員および実験実習指導補佐に代わって、用務担当職員が交代で行い、教学補佐がこれを助ける体制をとっている。2005年度も同様の体制で開室時間の延長を行なうこととなっている。

## 3. 夜間大学院などの施設・設備等

2004年度からのカリキュラム再編成に伴い、新たに設けられた「公共政策プログラム」は、社会人への門戸を開くため、土曜、昼夜開講制をとる。本プログラムにおける社会人学生の受講を容易にするためには、プログラムの編成のみならず、開講する場所も、受講生の利便性を図る必要がある。そこで、公共政策プログラムの講義の一部は、西宮市大学交流センター及び大阪梅田キャンパスで開講している。

### (点検・評価の結果)

1. 目標1の大学院学生共同研究室の充実については、パソコンの追加配備や、ドアの交換など、少しずつ改善がなされている。しかし、この共同研究室は、大学院学生が個別に研究、勉強するスペースと、談話スペースとが分離されておらず、研究環境整備のためにも、この点を改善する必要がある。
2. 目標2の大学院優先教室の増設については、2004年度より大学院1号館の教室利用が可能となり、少し改善がなされたが、法学部棟からは遠いため、教員、大学院学生の双方にとって授業のための移動に時間がかかるのが難点である。
3. 目標3の資料室の開室時間延長については、2005年度も同様の体制で続行されてはいる。もっともこの体制では、延長時には、利用者からの資料に関する質問に答えられる担当者が不在となるため、午後4時50分までと同様に、嘱託職員あるいは実験実習指導補佐が担当できるよう、管理体制を整える必要がある。
4. 目標4の資料室の図書収集スペースの確保については、可能なものについては、資料をペーパーベースからWEBベースに変えていくことで一部の資料を整理し、スペース確

保の工夫がなされている。しかし問題が完全に解決されたわけではない。

(改善の具体的方策)

目標1の法学研究科大学院学生共同研究室の充実については、インターネット接続のパソコンを、2005年度もさらに1台配備予定である。また、2005年度にはグループ討議のためのラウンドテーブルを配備予定である。

また、目標1および目標2の大学院学生共同研究室の充実および大学院優先教室の増設については、全学的には、西宮上ヶ原キャンパス整備充実に関して検討がなされており、その中でこの問題についても計画が検討されている。

施設・設備に関する問題は、予算配分等財政見通しと直結する問題であり、法学研究科のみで解決するものではない。したがって、当初の目的が必ずしも順調に達成されているとはいえないものもあるが、全学的な場への提言を行いつつ、法学研究科においても、大学院問題検討委員会および、研究科委員会で、審議・検討を続けていく。